

第1次 御代田町地域福祉計画 【令和6～10年度】



令和6年3月
御代田町

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画策定の背景	3
5 計画にかかる課題の整理	4
第2章 御代田町の地域福祉の現状	7
1 社会・経済構造	7
2 各福祉領域の状況	11
3 御代田町の福祉サービス・事業	18
第3章 計画の基本理念と目標	25
1 基本理念	25
2 基本目標	26
3 持続可能な視点に立った施策の推進	28
4 計画の体系	30
第4章 施策の内容	32
1 支え合い・助け合いのまちづくり	32
2 町民の生活を包括的に支えるまちづくり	37
3 安心して暮らせるまちづくり	43
第5章 重点施策	48
重点施策の概要	48
第6章 計画の推進に向けた取り組み方針	49
1 計画の推進	49
2 地域福祉における役割分担	50
資料編	55

第1章 計画の策定に当たって

1 計画の目的

本計画は、地域における福祉のマスタープランとしての役割を担っています。本計画の他、まちづくりの上位計画となっている「第5次御代田町長期振興計画」や、地域福祉推進の実行のために住民の具体的な行動・在り方を定める「地域福祉活動計画」（社会福祉協議会）と一体的に策定することで、実効性の高い取り組みづくりを目指しています。また、近年の人口変動や各世帯を取り巻く環境などの変化に対応するべく、今後の御代田町に必要不可欠な地域福祉の方針を明確にするため、本計画を策定します。

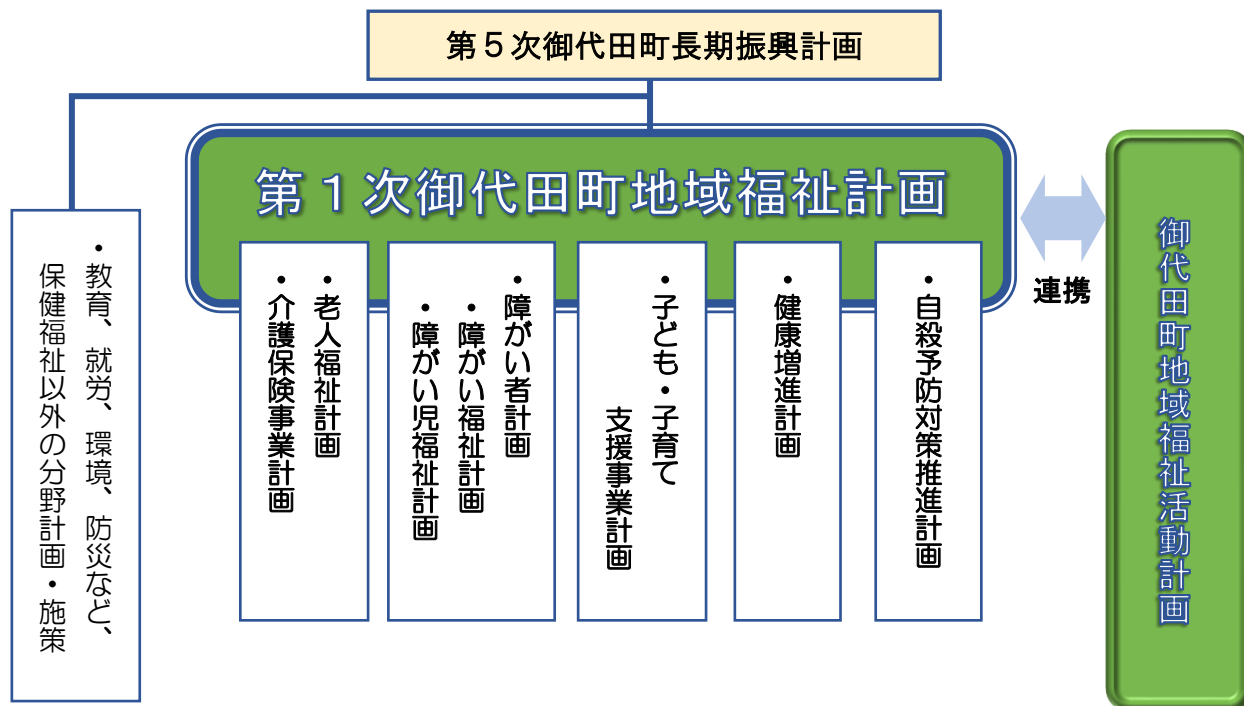


2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づき、「市町村計画」として、地域において重要な役割を果たす計画です。

また、本計画は、御代田町の最上位計画「第5次御代田町長期振興計画」を上位計画とする地域福祉のマスタープランとなります。さらに「御代田町老人福祉計画・介護保険事業計画」「御代田町障がい者計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」「御代田町子ども・子育て支援事業計画」「御代田町健康増進計画」「御代田町自殺予防対策推進計画」の福祉関連計画の上位計画としても位置づけられるとともに、男女共同参画、教育、就労、環境、防災など各関連分野の行政計画とも整合を図る計画となります。

また、社会福祉協議会が策定する「御代田町地域福祉活動計画」は、町の地域福祉における基盤・体制と具体的な推進手法をより効果的なものとするため、本計画と一体的な策定を行うとともに、本計画と両輪となって御代田町の地域福祉を推進する計画として位置づけられます。



3 計画の期間

本計画は、令和6年度を初年度とし、10年度を目標年度とする5か年計画とします。

なお、計画期間中において、社会情勢などによって見直しが必要となった場合は、計画内容の見直しを行います。

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)	令和 13年度 (2031)	令和 14年度 (2032)	令和 15年度 (2033)
第1次御代田町地域福祉計画 【本計画】					第2次計画				

4 計画策定の背景

(1) 地域共生社会の実現

*は51ページ以降に用語解説があります。

平成29(2017)年2月、国は、「地域共生社会*」の実現を目指した改革を進めていく方針を掲げ、社会福祉法を改正しました。

具体的には、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等の対象者ごとの縦割りから脱却し、分野・制度を超えた横断的な支援体制を構築する重層的支援体制整備事業*の推進及び地域住民や社会福祉法人*、NPO*、事業者等、地域の多様な主体が「支え手」となり、我が事として自立や支え合いを推進する機運の醸成等を求めています。

(2) 地域課題の複雑化・複合化

少子高齢化の進行、単身高齢世帯・高齢者のみ世帯及び共働き世帯の増加等により、介護や見守り、子育ての支援がこれまで以上に必要となる一方、核家族化、ひとり親世帯の増加、近所付き合いの希薄化等により、家庭及び地域の支援力が低下しています。

また、8050問題*やダブルケア*、ヤングケアラー*等、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えており、分野別に組み立てられた縦割りの既存制度では、対応が難しいケースも顕在化してきています。

(3) 新たな社会的課題への対応(ウィズ／アフター コロナ)

新型コロナウイルス感染症拡大への対応により、新しい生活様式の実践が求められ、また、日常生活、社会システムが大きく変容しました。特に、各種の集まりの場においては、令和2(2020)年度は、実施回数が激減する等、大きな影響を受けました。この他に、各地区においては、コロナ禍の活動に対して、「誰が責任を負うのか」という問題も発生し、地域福祉活動の大きな足枷となりました。

また、外出自粛に起因するストレス等によるドメスティック・バイオレンス(DV)＊等、家庭問題の増加や生活リズムの崩壊、地域活動やイベント等の開催制限、在宅勤務(テレワーク)やオンライン会議の拡大等による人と人とのつながりの更なる希薄化・孤立の深まり等が懸念される中、「社会的なつながり」を保つ方策の検討等が必要となっています。

(4) 地域で取り組む災害対応力の向上

令和元年東日本台風により、各種都市基盤(インフラ)、商工業、農業等が甚大な被害を受けました。一方で、地域コミュニティ＊と地域の支え合いの重要性が再確認されています。特に、配慮を要する方への実効性のある避難行動支援の仕組みづくり等が求められています。

5 計画にかかる課題の整理

(1) 統計データ等からみる課題

人口は増加しているものの少子高齢化が進んでおり、それに伴い福祉ニーズが拡大しています。一方で、担い手不足が懸念され、町民一人ひとりが支え手として活躍できる地域づくりが課題となっています。少子高齢化等の状況が地区によって異なることから、各地区の実情に応じた推進体制や地域課題への取り組み、それに対する支援のあり方の検討が必要です。

また、一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯、核家族世帯やひとり親家庭が増加しています。8050問題等、世帯が抱える課題の複雑化・複合化に対し、世帯ごとの支援が必要であり、そのためにも地域で見守り、支え合う地域づくりが課題となっています。

町内に多く居住している外国人を含め、多文化共生社会への理解、取り組みが必要です。

(2) 地域福祉に関するアンケート結果からみる課題

「地域福祉への関心の度合い(問2※)」では、全体では「とても関心がある」、「ある程度関心がある」を合わせると71.4%と、地域福祉への関心の度合いは一定数高くなっていますが、年代別で大きな差が見られます。「とても関心がある」、「ある程度関心がある」を合わせると「60代」では79.6%、「70代」では79.4%と特に高くなっている一方、「20代」では、逆に「あまり関心がない」が54.2%で半数を超えています。

「近所の付き合いの程度(問3※)」では、「簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える」が31.0%、次いで「世間話などはしないが、あいさつをする」が22.3%となっています。年代により大きな差が見られ、「10代～30代」では、「世間話などはしないがあいさつをする」「顔は知っているが、言葉を交わすほどではない」「ほとんど近所づきあいはない」で半数を超え「10代」で77.0%、「20代」で75.0%、「30代」で62.2%と近隣関係の希薄化が表れています。特に若い世代ほど付き合いの程度が薄くなっており、地域福祉を推進していくためにも、顔の見える近隣関係の再構築、地域のつながりの維持・創出が課題となっています。

「ボランティアやNPO活動への参加意向(問19※)」では「条件によっては参加したい」

が全体では42.1%、「10代」の61.5%が最も高く、ほぼ年代が上がるにつれて減少しています。

「参加できないまたは参加したくない理由（問19-2※）」では、「自分の生活のことで精いっぱいだから（49.6%）」「時間がないから（42.2%）」と回答した人が突出して高くなっています。逆を介せば、生活に余裕と時間があれば参加できることとなり、こうした意向に参加へつなぐ仕組みや環境整備が必要です。

「地域福祉を推進するために必要なこと（問21※）」では、「身近な場所や地域での相談窓口の充実」が49.6%で最も高く、相談先の周知を図るとともに、どんな悩み事も受け止めることができるよう、相談支援体制の更なる充実・強化を図っていく必要があります。

※ 55 ページ以降の地域福祉に関するアンケート調査結果の概要（抜粋）における質問番号となります。

（3）地域や住民を支援する環境の整備

新型コロナウイルス感染症の流行拡大、その後の物価高騰もあり、生活に関する状況は、厳しいものになっています。このような社会環境を背景に、生活困窮状態となる可能性の高い世帯が増えつつあります。

また、地域福祉も含めた、高齢者や障がい者、子ども・子育てに関する各福祉分野との連携及び多様化・複雑化した生活課題を抱えた人への支援を踏まえた「重層的支援体制」の視点から、より効果的かつ一体的に、全庁的な取り組みのもと地域福祉を推進していく必要があります。

「地域などの身近な場所で、相談できる窓口を増やす」「支援を必要とする人の多様な希望に応えられるよう、豊富な種類のサービスを用意する」など、多様な生活課題を受け止め、適切な支援へつなげる体制づくりが求められています。

（4）地域活動を支える人材の育成

地域福祉や地域活動を支える人づくりをすすめるためには、地域で支えあう心の醸成、具体的な支援活動を実行するボランティアの育成、さらに、専門的な知識や技術をもとに保健・福祉業務に携わることのできる人材育成まで、さまざまなことが必要です。

あわせて、さまざまな時間帯や環境で参加できるボランティア活動などをより増やしていくことが課題となります。

（5）地域の活性化

いきいきとした地域づくりのためには、住民の安定した生活を確保することが重要です。また、町においては、さまざまな地域活性化の取り組みと連携した地域福祉活動の展開を図ることが必要です。特に、御代田町で行う独自の地域福祉活動、健康などをテーマとした取り組みや、ボランティア活動などを含む新たな取り組みを展開していくことが重要です。

(6) 自助・互助・共助・公助

さまざまな福祉課題が存在する現代においては、自助・互助・共助・公助の適切な仕組みを構築し、地域に根付かせることが大切です。そのためには、地域福祉以外の保健や医療などに関わる取り組みやサービスの提供体制の充実なども重要です。

アンケート調査結果をみると、「地域の状況や課題（問5※）」では、交通手段が不便などのインフラ的課題を除くと、「となり近所との交流が少ない」が26.4%、「世代間の交流が少ない」が23.6%となっています。また、「ボランティアへの参加について、参加できないまたは参加したくない理由（問19-2※）」として、「自分の生活のことで精いっぱいだから」が49.6%、「時間がないから」が42.2%と突出して高くなっており、支援したいとは思うものの自分自身にその余裕がなく、行動ができない人が多いというのも現状です。

「地域の状況や課題（問5※）」としている点として「となり近所との交流が少ない」「世代間の交流が少ない」を挙げる意見が多かったことから、地域住民同士の交流が重要とみなされていることがうかがえます。

地域の住民を含め、だれもが福祉の受け手・担い手であるという意識をもち、福祉事業者や活動団体の育成や住民参加、地域ぐるみの福祉推進体制を一層強化していく必要があります。



第2章 御代田町の地域福祉の現状

1 社会・経済構造

(1) 人口・世帯の推移

国勢調査では、令和2年の総人口は、15,555人、世帯数は6,711世帯となっています。人口、世帯数ともに平成12年以降増加を続けています。しかしながら、1世帯あたりの世帯員数は減少し続けており、核家族化、単身世帯が増加していることがうかがえます。

(単位：世帯、人)

	世帯数	人口	一世帯あたり 世帯員数	人口密度 (1k㎡当)
平成12年 (2000)	4,759	13,412	2.82	228.2
平成17年 (2005)	5,076	14,124	2.78	240.3
平成22年 (2010)	5,623	14,738	2.62	250.7
平成27年 (2015)	6,118	15,184	2.48	258.3
令和2年 (2020)	6,711	15,555	2.32	264.6

資料：国勢調査

【参考】御代田町における人口・世帯の推移（町住民基本台帳）

(単位：世帯、人)

	世帯数	人口	一世帯あたり 世帯員数	人口密度 (1k㎡当)
令和元年 (2019)	7,057	15,757	2.23	268.0
令和2年 (2020)	7,177	15,887	2.21	270.2
令和3年 (2021)	7,330	16,043	2.19	272.9
令和4年 (2022)	7,497	16,253	2.17	276.5
令和5年 (2023)	7,771	16,567	2.13	281.8

資料：町民課（各年10月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口の推移

令和2年の年齢3区分別人口は、年少人口（0～14歳）が1,914人、生産年齢人口（15～64歳）が9,036人、高齢者人口（65歳以上）が4,323人となっています。平成22年以降、年少人口と生産年齢人口は減少傾向にありますが、高齢者人口が増加しています。

令和2年を長野県と比較すると、生産年齢人口が高い分高齢者人口は低くなっています。

（単位：人）

	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		高齢者人口 (65歳以上)		年齢不詳	総人口
		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		
平成12年 (2000)	2,199	16.4	8,809	65.7	2,404	17.9	0	13,412
平成17年 (2005)	2,222	15.7	9,076	64.3	2,826	20.0	0	14,124
平成22年 (2010)	2,219	15.1	9,219	62.6	3,265	22.2	35	14,738
平成27年 (2015)	2,062	13.6	8,927	58.8	3,874	25.5	321	15,184
令和2年 (2020)	1,914	12.6	9,036	59.5	4,323	28.5	282	15,555
長野県 (令和2年)	242,873	12.1	1,118,429	55.7	646,942	32.2	39,767	2,048,011

資料：国勢調査（構成比は「年齢不詳」を除いて算出）

(3) 高齢者のいる世帯数の推移

令和2年の高齢者のいる一般世帯数は、2,686世帯、一般世帯数に占める割合は40.1%となっています。高齢化の影響により、一般世帯数に占める割合は増加し続けており、平成12年と令和2年を比較すると約1割増加しています。

（単位：世帯）

	高齢者のいる 一般世帯	高齢者のいる世帯の内訳			一般世帯数に 占める割合 (%)	一般世帯数
		高齢者単身 世帯	高齢者夫婦 世帯	その他の 世帯		
平成12年 (2000)	1,533	206	291	1,036	32.2	4,754
平成17年 (2005)	1,768	280	378	1,110	34.9	5,069
平成22年 (2010)	1,993	349	477	1,167	35.5	5,614
平成27年 (2015)	2,421	518	640	1,263	39.6	6,108
令和2年 (2020)	2,686	670	736	1,280	40.1	6,698

※高齢者夫婦世帯とは、夫婦ともに65歳以上かつ夫婦のみの世帯をさします。

資料：国勢調査

(4) 産業3区分別就業人口の推移

令和2年の産業3区分別就業人口は、第1次産業が704人、第2次産業が2,192人、第3次産業が4,889人、総数は8,150人となっています。第3次産業が約6割を占めています。

(単位：人)

	労働力人口	第1次産業		第2次産業		第3次産業		分類不能 の 産業
			構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)	
平成12年 (2000)	7,836	1,010	13.3	3,053	40.2	3,529	46.5	1
平成17年 (2005)	7,963	920	12.2	2,610	34.6	4,005	53.2	14
平成22年 (2010)	8,113	762	10.1	2,363	31.3	4,172	55.2	262
平成27年 (2015)	8,186	790	10.1	2,312	29.6	4,614	59.0	99
令和2年 (2020)	8,150	704	9.0	2,192	28.0	4,889	62.5	42

資料：国勢調査

(5) 外国籍の人口

令和5年の町内の外国籍の人口は合計412人でほぼ横ばい傾向です。内訳は、タイ国籍が170人と最も多く、次いでベトナム国籍が41人、中国国籍が36人などとなっています。

「その他」が増加し、さまざまな国籍の人が住んでいることがうかがえる結果となっています。多様な文化を許容する福祉意識の醸成と、外国籍の人の暮らしに対する支援が重要であるといえます。

(単位：人)

国籍	中国	ブラジル	タイ	ベトナム	韓国	フィリピン	インドネシア	その他	計
平成15年 (2003)	86	283	142	0	8	20	0	32	571
平成20年 (2008)	126	373	195	0	7	28	0	37	766
平成25年 (2013)	113	79	140	0	7	13	1	37	390
平成30年 (2018)	84	58	160	22	18	15	7	38	402
令和5年 (2023)	36	35	170	41	20	16	31	63	412

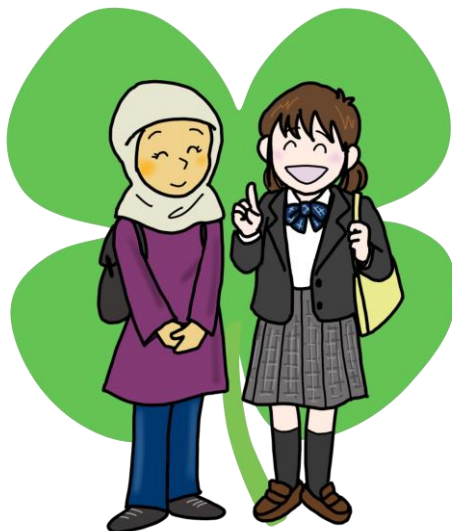
資料：町民課（各年4月1日現在）

【参考】長野県における外国籍住民数

(単位：人)

国籍	中国	ベトナム	ブラジル	フィリピン	韓国	タイ	
人数	8,109	5,185	4,859	4,664	3,059	2,253	
国籍	インドネシア	台湾	米国	ネパール	ペルー	その他	計
人数	1,096	694	622	541	415	3,370	34,867

資料：長野県「外国人住民統計」（令和3年12月31日現在）



2 各福祉領域の状況

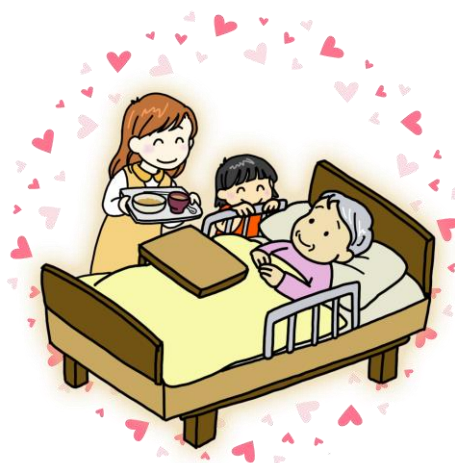
(1) 要介護認定者数の推移

令和4年度の要介護認定者数は合計502人で、介護度別の内訳は表のとおりです。平成30年度から令和3年度にかけては400人台で推移していますが、令和4年度で500人台となっています。

(単位：人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成30年度 (2018)	18	38	107	111	67	55	63	459
令和元年度 (2019)	20	49	115	126	64	58	67	499
令和2年度 (2020)	22	41	99	125	77	72	61	497
令和3年度 (2021)	17	37	87	128	69	78	69	485
令和4年度 (2022)	25	46	91	107	67	87	79	502

資料：保健福祉課（各年度末現在）



(2) 障がい種別身体障害者手帳交付者数

令和5年の障がい種別身体障害者手帳交付者数は、下肢機能が153人と最も多く、次いで聴覚が98人、心臓機能が81人となっています。平成30年と比較すると、手帳取得者数は減少しています。

(単位：人)

障がい種別	平成30年 (2018)	令和5年 (2023)
視覚	25	31
聴覚	80	98
平衡機能	1	1
音声言語そしゃく機能	5	3
上肢機能	69	65
下肢機能	182	153
体幹機能	57	42
心臓機能	74	81
腎臓機能	37	34
呼吸機能	7	13
ぼうこう・直腸機能	25	26
小腸機能	1	0
免疫機能	6	5
肝臓機能	1	3
計	570	555

資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

※計は、障がいの重複による数



(3) 等級別身体障害者手帳交付者数の推移

令和4年度の身体障害者手帳交付者数の合計は555人で、等級別の内訳は表のとおりです。平成30年度以降、交付者数は500人台で、平成30年度と令和4年度を比較すると15人減少しています。

(単位：人)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
平成 30 年度 (2018)	129	81	117	149	37	57	570
令和元年度 (2019)	138	86	114	151	35	62	586
令和 2 年度 (2020)	125	85	109	150	34	69	572
令和 3 年度 (2021)	119	83	106	149	32	74	563
令和 4 年度 (2022)	113	78	104	153	29	78	555

資料：保健福祉課（各年度末現在）

(4) 等級別療育手帳交付者数

令和5年の等級別療育手帳交付者数は合計119人で、18歳未満が35人、18歳以上が84人となっています。平成30年度と比較すると、全体の交付者数が18人増加しており、全ての等級で増加しています。

(単位：人)

		A 1 (重度)	A 2 (中度)	B 1 (中度)	B 2 (軽度)	計
平成 30 年 (2018)	18 歳未満	3	0	8	18	29
	18 歳以上	19	0	23	30	72
	計	22	0	31	48	101
令和 5 年 (2023)	18 歳未満	3	0	8	24	35
	18 歳以上	21	1	27	35	84
	計	24	1	35	59	119

資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

(5) 等級別精神障害者保健福祉手帳交付者数

令和5年の等級別精神障害者保健福祉手帳交付者数は合計259人で、令和元年と比較すると52人増加しています。また、自立支援医療（精神通院医療）は324人で、令和元年と比較して73人増加しています。

（単位：人）

	1 級	2 級	3 級	計	自立支援医療 （精神通院医療）
令和元年（2019）	97	83	27	207	251
令和2年（2020）	97	97	28	222	272
令和3年（2021）	92	109	28	229	310
令和4年（2022）	104	121	35	260	317
令和5年（2023）	110	115	34	259	324

資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

(6) ひとり親世帯数の推移

令和5年のひとり親世帯数は合計177世帯で、父子世帯が11世帯、母子世帯が166世帯となっています。全体の世帯数の増加及びひとり親世帯数の減少に伴い、世帯数に占める割合は、減少傾向にあります。

（単位：世帯）

	父子世帯	母子世帯	計	世帯数に 占める割合 （％）	世帯数
令和元年度（2019）	16	171	187	2.7	7,030
令和2年度（2020）	19	181	200	2.8	7,133
令和3年度（2021）	15	163	178	2.4	7,311
令和4年度（2022）	16	180	196	2.6	7,495
令和5年度（2023）	11	166	177	2.3	7,761

資料：保健福祉課・町民課（各年度8月1日現在）

(7) 生活保護世帯の推移

令和4年度の生活保護世帯数は合計 21 世帯で、世帯類型別では高齢世帯が多くを占めています。最後のセーフティーネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者自立支援制度により、重層的なセーフティーネットを構成し、被保護世帯数は減少傾向にありました。しかし、近年の物価高騰により、生活困窮状態となってしまう可能性の高い世帯が増え、生活保護を必要とする状況が増加することが懸念されます。

(単位：件)

	被保護世帯 (世帯)	保護人員 (人)	保護率 (%)	世帯類型別世帯数（停止世帯を除く）			
				高齢	傷病・ 障がい者	ひとり親	その他
平成30年度 (2018)	41	44	2.9	24	14	1	2
令和元年度 (2019)	35	39	2.5	21	10	2	2
令和2年度 (2020)	30	34	2.1	22	6	2	0
令和3年度 (2021)	26	30	1.9	21	3	2	0
令和4年度 (2022)	21	24	1.6	18	2	1	0

資料：保健福祉課（各年度末現在）

(8) 民生委員・児童委員への相談の状況

令和4年度の民生委員・児童委員への相談件数は、合計1,173件で、その他を除き日常的な支援が255件と最も多く、子どもの地域生活が250件、家族関係が59件となっています。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による直接相談の機会が減少したことにより、令和元年度から令和2年度にかけ、相談件数が減少しています。

「日常的な支援」の内容は多岐にわたることから、それぞれの事案に対し、適切な支援へとつなげられる体制を整備していくことも必要となります。

(単位：件)

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
在宅福祉	57	67	18	44	14
介護保険	35	23	2	28	30
健康・保健医療	151	62	50	78	40
子育て・母子保健	36	27	1	8	23
子どもの地域生活	123	69	23	41	250
子どもの教育・学校生活	80	42	27	51	46
生活費	9	12	8	19	5
年金・保険	0	5	1	1	2
仕事	14	13	8	6	8
家族関係	26	53	40	47	59
住居	9	2	7	11	26
生活環境	43	24	57	60	56
日常的な支援	306	303	231	326	255
その他	324	426	333	291	359
計	1,213	1,128	806	1,011	1,173

資料：保健福祉課（各年度末現在）



(9) 住民参加型個別支援、地域活動の状況

「人と人」、「人と地域」とのつながりを構築し、地域の中で生活の質を高めていくためには、ボランティアや地域活動は重要な役割を果たしています。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大の防止対策のため、こうした活動は停滞もしくは停止せざるを得ない状況となりました。

令和4年度のボランティア活動などの状況は、安心コール通話延べ人数 267 人（ボランティア延べ数 48 人）、傾聴ボランティア活動延べ回数が 52 回、サマーチャレンジボランティア参加者が 14 人となっています。

名称	回数・人数
安心コール	267 人
傾聴ボランティア	52 回
サマーチャレンジボランティア	14 人

資料：社会福祉協議会（令和4年度末）

(10) ボランティア地域活動センター登録の状況

令和4年度のボランティア地域活動センターの登録団体数は、合計 14 団体、会員数は 175 人、個人での登録は 23 人となっています。活動団体の内訳は、職業体験サポート、施設訪問交流活動、食育など多岐にわたっています。

（単位：人）

個人	団体数 （団体）	会員数
23	14	175

資料：社会福祉協議会（令和4年度）

災害ボランティアセンター事前登録者：6 名

住民向け研修参加者：20 名

3 御代田町の福祉サービス・事業

御代田町では、障がい者支援制度や介護保険制度も含め次のような福祉サービス・事業を実施しています。

(1) 障がい者関連各種サービス・事業の一覧

サービス・事業名	概要
障害者手帳の交付	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得により、障がいの種別と程度に応じたサービスを利用することができます。
障害者総合支援法*制度	各種の施設サービス（施設入所・通所も含む）、在宅サービスについて、町で調査・認定を行い、利用者負担をいただきながら、利用者と指定施設・事業者が直接契約を結ぶことによってサービスを利用する制度です。
補装具の交付・修理	身体障害者手帳の交付を受けた人が、身体上の障がいを補う補装具の交付及び修理に対し給付を行います。
日常生活用具の給付	重度の身体障がい者（児）・知的障がい者（児）などに対して、日常生活を容易にする用具の給付を行います。
住宅改良事業	町内に住所のある在宅の障がい者で要件を満たした方を対象に、居住のための住宅の改良に要する経費の一部を補助します。
自動車改造費助成	就労する身体障がい者を対象に、自らが所有し、運転する自動車の操向装置などを改造する必要がある場合、10万円を上限としてその費用を助成します。
身体障がい者運転免許取得費助成	身体障がい者の自動車運転免許取得に要する費用の2/3（最大10万円）を助成します。
福祉タクシー利用助成	70歳未満の身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A1・A2の方を対象に、タクシーの利用券を交付し、一定額を補助します。
障がい者等通院費等補助	身体障害者手帳1級で血液透析療法を受けるために町外の医療機関に通院している方、町外の生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援事業所、地域活動支援センターへ通所している方などに対し、通院・通所に係る費用の1/2を1か月1万円を上限に補助します。
福祉医療費制度	身体障害者手帳1～4級・精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳A1・A2・B1、精神障がい者障害基礎年金を受給している方などを対象に、病院などで診療を受けた時の自己負担分を補助します。（所得制限あり）

資料：保健福祉課（令和5年4月1日現在）

サービス・事業名	概要
特別障害者手当	20歳以上で身体・知的・精神の重度の障がい重複し、日常生活に常時特別の介護を必要とする状態にある人を対象に、手当を支給します。
紙おむつ等購入費助成券	町民税非課税世帯に属し、在宅で半年以上紙おむつ等を使用している重度の障がいがある方へ、紙おむつ等助成券を交付します。
重度心身障がい者介護慰労金	在宅の重度心身障がい者（児）と同居し、基準日（11月1日）前の1年間において、6か月以上介護している方など、要件を満たした方に慰労金を支給します。
障害児福祉手当	20歳未満で、身体・知的・精神の重度の障がいにより日常生活に常時特別の介護を必要とする状態にある児童を対象に、手当を支給します。
特別児童扶養手当	20歳未満で、身体・知的・精神の中程度の障がいのある児童を扶養する養育者を対象に、手当を支給します。
その他の施設サービス	町内には、生活介護・就労継続支援B型事業所「やまゆり共同作業所」、共同生活援助・短期入所「草越の里」、就労継続支援A型事業所「GENKI」、地域活動支援センターがあります。

資料：保健福祉課（令和5年4月1日現在）

（2）ひとり親・児童関連各種サービス・事業の一覧

サービス・事業名	概要
母子・父子・寡婦生活福祉資金	配偶者のいない者に対し、貸し付けを行います。
保育園等・幼稚園	未就学児を預かります。（保育園は、保育の必要性がある場合）
児童館	子どもたちに健全な遊び場を提供し、健康増進や情操豊かな心を培う場として設置しています。
児童手当	中学校修了前の子どもを養育している人に支給します。※
児童扶養手当	18歳未満の子どもで、父母の離婚などで父親または母親と生計を同じくしていない児童、または父親に重度の障がいがある児童を養育している母親または養育者に支給します。
福祉医療費制度	ひとり親家庭の親と児童及び両親のいない児童が病院などで診療を受けた時の自己負担分を補助します。（所得制限あり）

資料：保健福祉課・佐久保健福祉事務所（令和5年4月1日現在）

※令和6年10月分より高校生年代までの児童を養育している方に拡充予定

(3) 高齢者関連各種サービス・事業の一覧

サービス・事業名	概要
車いすの貸出し	一時的に車いすが必要となった方に、必要最小限の日数を無料で貸し出します。
要介護高齢者等紙おむつ等購入費助成券	町民税非課税世帯に属し、在宅で半年以上紙おむつ等を使用している要介護3以上の高齢者へ、紙おむつ等助成券を交付します。
家庭介護者慰労金	要介護3以上の高齢者を基準日(11月1日)前の1年間において、6か月以上在宅で介護している方など、要件を満たした方へ慰労金を支給します。
家庭介護者リフレッシュ事業	要介護3以上の高齢者を基準日(11月1日)前の1年間において、6か月以上在宅で介護している方など、要件を満たした方へ温泉施設入浴券を支給します。
敬老給付金支給事業	毎年8月15日現在において、町内に居住する88歳及び100歳の方(当該年度末に88歳及び100歳に到達する方を含む。)へ、敬老給付金を贈ります。
高齢者生活応援券事業	毎年6月1日の基準日において、町内に住所のある65歳以上の方へ、町内登録店舗で利用できる応援券を交付します。
タクシー利用助成事業	町内に住所のある70歳以上の方を対象に、1枚300円で購入すると1,000円分まで利用できるタクシー券を助成します。
高齢者運転免許証自主返納事業	免許を返納した方を対象に、1人1回に限り、免許返納者用タクシー券を24枚交付します。
要援護高齢者等住宅改良事業	町内に住所のある在宅の要援護高齢者で要件を満たした方を対象に、居住のための住宅の改良に要する経費の一部を補助します。
緊急通報体制整備事業	65歳以上の独居高齢者世帯または高齢者世帯を対象に、自宅電話に緊急通報装置を設置し、緊急時に対応します。また日常の健康や生活相談業務も併せて行います。
見守り事業	65歳以上の独居高齢者世帯または高齢者世帯を対象に配食を利用した安否確認を実施するサービスです。
一般介護予防教室	介護予防の普及、啓発を行うため一般向けの介護予防教室を開催しています。介護予防教室は、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に開催しています。町内在住の65歳以上の方を対象にし、さまざまな分野で実績のある講師を招き、講演や実践を通して介護予防の知識や方法を学びます。

資料：保健福祉課（令和5年4月1日現在）

サービス・事業名	概要
介護予防・生活支援サービス事業	要支援認定者及び事業対象者へ、自立支援に向け介護予防ケアマネジメントを行い、訪問型及び通所型等の介護予防・生活支援サービスの利用につなげる支援をします。
地域包括支援センター*	高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を続けられるように、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面で専門職が連携して総合的な支援を行います。

介護保険 保険給付			
要介護認定者へのサービス	居宅介護サービス	- 訪問介護 - 訪問看護 - 通所介護 - 福祉用具貸与 - 短期入所療養介護 - 特定施設入居者生活介護 - 住宅改修	- 訪問入浴介護 - 訪問リハビリテーション - 通所リハビリテーション - 短期入所生活介護 - 居宅療養管理指導 - 特定福祉用具販売
	地域密着型介護サービス	- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） - 認知症対応型通所介護 - 地域密着型通所介護	
	施設介護サービス	- 介護老人福祉施設 - 介護医療院	介護老人保健施設
	居宅介護支援	居宅介護支援	
要支援認定者へのサービス	介護予防サービス	- 介護予防訪問看護 - 介護予防通所リハビリテーション - 介護予防短期入所療養介護 - 介護予防居宅療養管理指導 - 介護予防特定福祉用具販売	- 介護予防訪問リハビリテーション - 介護予防短期入所生活介護 - 介護予防福祉用具貸与 - 介護予防特定施設入居者生活介護 - 介護予防住宅改修
	地域密着型介護予防サービス	- 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） - 介護予防地域密着型通所介護	
	介護予防支援	介護予防支援	
介護給付に係る負担の軽減		- 高額介護サービス費 - 高額医療合算介護サービス費 - 特定入所者介護サービス費 - 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業 - 訪問介護利用者負担助成事業	

資料：保健福祉課（令和5年4月1日現在）

(4) その他社会福祉一般及び医療関連各種サービス・事業の一覧

サービス・事業名	概要
保健センター	健康相談、健康教育、健康診査などの保健サービスを総合的に行っています。
公民館・ 世代間交流センター	町民の交流や趣味の活動の場として利用されています。
生活保護	病気などの理由により、生活に困窮している人に生活費を支給するとともに、自立指導などを行います。
心配ごと相談	ハートピアみよたにおいて「心配ごと相談」窓口を開設しています。
民生委員・児童委員 及び主任児童委員	生活に何らかの困り事を抱えている人の相談を受け、関係機関への連絡、橋渡しなど、地域の福祉を支える重要な役割を果たしています。民生委員・児童委員は33名、主任児童委員が2名、国から委嘱を受けており、任期は3年となっています。
人権擁護委員	民生委員・児童委員と同様、地域の福祉を支える重要な役割を果たしています。主に人権問題に関する相談や支援を専任して行い、4名が法務大臣より委嘱を受けて活動しています。
保護司	罪を犯した人が地域で社会生活を送りながら自立更生するための手助けをしています。5名が国から委嘱を受けています。
日常生活自立支援事業・ <u>成年後見制度*</u>	日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスなどの利用援助などを行います。成年後見制度は、判断能力の不十分な成年者を保護するため、本人のために法律行為を行う、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度です。

資料：保健福祉課・教育委員会・社会福祉協議会（令和5年4月1日現在）

サービス・事業名		概要
自立支援医療	更生医療	身体に障がいのある人が障がいを解消・軽減するために行う治療に対する費用を給付します。
	育成医療	身体に障がいのある児童（18歳未満）が、障がいの原因となる疾病を早期に治療するための費用を給付します。
	療養介護医療	医療的なケアが必要な障がいのある方で、常に介護を必要とする方に対し、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護に対する費用を給付します。
	精神通院医療	精神疾患（てんかんを含む）で、通院による精神医療を継続する必要がある病状の方に、通院のための医療費の自己負担を原則1割負担まで軽減する制度です。
福祉医療費制度（こども）		乳幼児（出生～満18歳に達する日以降の3月31日まで）を対象に、病院などで診療を受けた時の自己負担分を補助します。
養育医療給付		医師によって入院養育が認められた未熟児及び虚弱児に係る医療費を給付します。
結核医療費公費負担		結核の治療が必要な人に、医療費を公費で助成します。

資料：保健福祉課（令和5年4月1日現在）

(5) 主要地域福祉関連施設一覧

施設名		
保健福祉関連施設		・ 地域包括支援センター ・ 地域活動支援センター（障がい者共同作業所^{※1}） ・ 保健センター
保育園・児童館など		・ やまゆり保育園 ・ 雪窓保育園 ・ たんぽぽ保育園 ・ 小規模保育事業所おひさま ・ アンジュール保育園 ・ おおきくなあれ保育園みよた^{※2} ・ おおきくなあれ保育園しおの^{※2} ・ 杉の子幼稚園附属保育園 - つくしんぼ
その他 施設	福祉関連施設	・ 地域福祉センター^{※1} ・ 厚生住宅
	地域活動施設	・ エコールみよた^{※3} （町立図書館、あつもりホール）

※1 御代田町地域防災計画における福祉避難所に位置づけられています。

※2 令和6年度に認可保育所「おおきくなあれ保育園みよた」が開設し、既存の「おおきくなあれ保育園みよた」は「おおきくなあれ保育園しおの」として運営を継続します。

※3 エコールみよたは、公民館、図書館、博物館を併設した複合文化施設として、人と人、人と地域をつなげる地域活動の拠点施設です。町立図書館では、「図書館ボランティア」が組織され、年間を通じ朗読会や読み聞かせ等、多くの催しが開催されています。



第3章 計画の基本理念と目標

1 基本理念

御代田町は、町の施策推進の基本である「第5次御代田町長期振興計画・基本構想」において、「歴史と伝統を守り 真の自立を目指す 文化・高原公園都市 御代田」を将来都市像に掲げ、住民がまちに愛着や誇りを持ち、かつ持続可能なまちづくりを展開していくことを目指しています。

また、そのまちづくりにおける基本構想のひとつである、「町民誰もが希望と安心の持てるまちづくり」において、地域福祉・保健予防・医療を中心とした地域福祉施策を推進することとしています。この基本施策においては、高齢者同士が支え合い、生きがいを持って生活できる地域づくりや障がいのある人もない人もともに理解し合い、安心して暮らすことのできるまちづくりなどの実現に向けて、地域のつながりによる支援体制の構築や、高齢者・障がい者・子どもなどを含む全ての町民の暮らしを包括的に支援する体制の構築を目指しています。

本計画においても、自立を目指す御代田町は、個人自らが行う「自助」（自分の力で自身の生活課題を解決する）、個人ではできないことを地域の取り組みの中で解決する「互助・共助」（隣近所の助け合い・社会保険の仕組みの活用）、それでも解決できない問題は行政が担う「公助」（補完的支援）を基本として、まちづくりを行っていく必要があります。

以上を踏まえて、本計画では、以下の基本理念を掲げ、地域福祉の一層の推進を図っていきます。

基 本 理 念

町民誰もが希望と安心の持てるまちづくり

2 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を定め、地域福祉の推進に努めます。

基本目標1 支え合い・助け合いのまちづくり

地域福祉を推進していくうえでは、福祉意識の向上と支え合い・助け合いのまちづくりが大切です。町民一人ひとりの支え合い・助け合いの心を醸成し、地域住民や社会福祉関係者、行政等がお互いに協力して、地域課題の解決に向けた取り組みを展開します。また、町全体で地域福祉を推進していくため、幼い頃からの福祉教育、町全体での意識啓発活動の展開、各地区の地域活動やボランティア活動の活性化、その活動を支える人材や、福祉活動の担い手の育成を推進します。

基本目標2 町民の生活を包括的に支えるまちづくり

誰もがニーズに合った支援を受けられるよう、町民が抱える複合的な課題や多様な福祉ニーズを包括的に受け止め、生涯を通じて切れ目なく支援が受けられる体制を整備していくことが重要です。そのために、福祉サービスの充実を図るとともに、地域・町・福祉関係機関等による地域福祉のネットワークの構築を推進します。

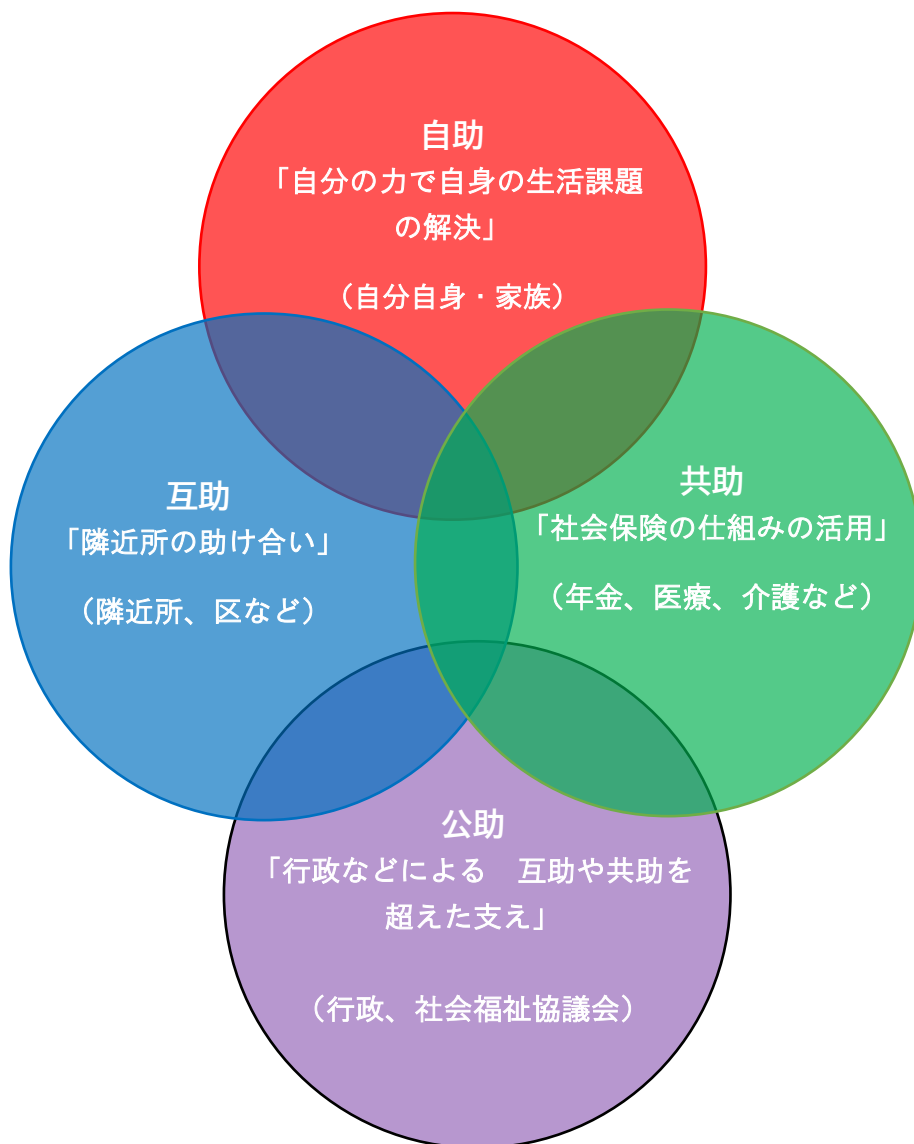
また、複雑化・複合化した地域生活課題に対応できるよう、相談支援の充実や包括的な支援体制の整備に努めます。さらに、適切な福祉サービスが選択できるよう多様な媒体を活用し、情報提供の充実に努めます。

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

町民の誰もが住み慣れた地域でいきいきと、安全で安心した暮らしが続けられるよう、交通、防犯対策をはじめ、住宅、生活、防災等の環境整備を図ります。また、権利擁護の普及啓発や虐待*・DVの防止等、町民一人ひとりの人権を尊重する支援を推進します。

○地域福祉を進めるための視点

地域福祉の推進においては、地域課題に対して、自分の力で自身の生活課題を解決する（自助）、自分でできないことは地域で（互助、共助）、自助、互助、共助でできないことは行政で（公助）行う「補完性の原理」に基づき、それぞれが役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。そのため、に「自助」「互助」「共助」「公助」の4つの視点を組み合わせ、重層的に取り組みを推進することが重要となります。



3 持続可能な視点に立った施策の推進

本計画では、持続可能な社会の実現を目指すSDGs*の考え方を取り入れ、御代田町の実情にあった“持続可能な視点に立った施策”の推進に努めます。



◆本計画で取り組む主なSDGsの目標◆

目標 1	貧困をなくそう		目標 10	人や国の不平等をなくそう	
目標 3	すべての人に健康と福祉を		目標 11	住み続けられるまちづくりを	
目標 4	質の高い教育をみんなに		目標 16	平和と公正をすべての人に	
目標 5	ジェンダー*平等を実現しよう		目標 17	パートナーシップで目標を達成しよう	
目標 8	働きがいも経済成長も				

◆17の目標と内容◆

目 標		内 容
1	貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
2	飢餓をゼロに	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
3	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
4	質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
6	安全な水とトイレを世界中に	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
8	働きがいも経済成長も	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
9	産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
10	人や国の不平等をなくそう	国内及び国家間の格差を是正する
11	住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
12	つくる責任つかう責任	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
13	気候変動に具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策をとる
14	海の豊かさを守ろう	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
15	陸の豊かさも守ろう	陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
16	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
17	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

4 計画の体系

基本目標	基本施策
1 支え合い・助け合いの まちづくり    	(1) 福祉意識の向上・福祉活動の担い手の育成 (2) 地域福祉ボランティア活動の促進 (3) 地域活動の育成と交流の活性化
2 町民の生活を包括的に支える まちづくり       	(1) 情報提供・相談支援の充実 (2) 子育て支援の充実 (3) 高齢者・障がい者福祉の充実 (4) 保健・福祉・医療の連携とサービスの質の確保 (5) 多様化・複雑化する生活課題に対応する支援の充実
3 安心して暮らせるまちづくり       	(1) 住み続けられる環境の整備 (2) 権利擁護の推進 (3) 生きがい・就労の支援

計画の体系

基本目標	基本施策	推進施策
基本目標1 支え合い・助け合いのまちづくり	(1)福祉意識の向上・福祉活動の担い手の育成	①町民の福祉意識の向上及び福祉教育の推進
		②福祉ボランティア学習・福祉人材育成の推進
		③地域福祉活動に関する情報提供の充実
	(2)地域福祉ボランティア活動の促進	①ボランティア活動基盤の充実
		②青少年のボランティア活動への参加促進
		③高齢者の知識を生かしたボランティア活動などへの参加促進
		④住民活動団体への支援及びネットワーク化
	(3)地域活動の育成と交流の活性化	①地域コミュニティ組織の育成・支援
		②住民相互交流の促進
		③身近な地域での社会参加と交流の促進
		④世代間・多様な交流の促進
		⑤活動組織のネットワーク化促進
基本目標2 町民の生活を包括的に支えるまちづくり	(1)情報提供・相談支援の充実	①福祉関連情報提供の充実
		②総合的な相談支援ネットワークの確立
	(2)子育て支援の充実	①子ども・子育て支援体制の推進
		②支援を必要とする子育て家庭への支援の推進
	(3)高齢者・障がい者福祉の充実	①高齢者支援体制の推進
		②障がい者支援体制の推進
	(4)保健・福祉・医療の連携とサービスの質の確保	①保健・福祉・医療の連携
		②適切な苦情処理の推進
		③サービス評価及びサービスの質的向上の推進
	(5)多様化・複雑化する生活課題に対応する支援の充実	①生活困窮者への支援
		②ひきこもり状態の人への支援
		③多様な生活課題への対応強化
基本目標3 安心して暮らせるまちづくり	(1)住み続けられる環境の整備	①バリアフリーのまちづくりの推進
		②交通安全・防犯・消費生活活動の支援
		③総合的な地域防災対策の推進
		④地域交通環境の整備・外出支援体制の充実
	(2)権利擁護の推進	①権利擁護の推進
		②虐待や家庭内暴力の防止、いじめ対策の推進
		③再犯防止の推進
		④自殺対策の推進
	(3)生きがい・就労の支援	①生きがい支援
		②就労支援

第4章 施策の内容

1 支え合い・助け合いのまちづくり



(1) 福祉意識の向上・福祉活動の担い手の育成

◆ 基本方向 ◆

地域福祉活動への参加を促進するため、地域福祉活動の更なる周知を図るとともに、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の理念の普及に努め、町民一人ひとりが地域福祉への理解と関心を高める取り組みを推進します。

福祉教育等の充実や福祉ボランティア学習を推進し、町民の福祉意識の向上を図るとともに、地域福祉活動を担う人材の発掘・育成を推進します。

◆ 推進施策 ◆

①町民の福祉意識の向上及び福祉教育の推進

地域住民の福祉に対する意識の高揚を図るため、地域福祉に関する内容を扱った学習会・講演会を実施します。また、学校教育や生涯学習の場をはじめとするさまざまな機会を用いて福祉教育を実践し、他者を思いやり、支えあう「福祉の心」の育成を図ります。

加えて、感染症などに関する差別・偏見やインターネット上における差別・偏見・人権問題についても、対応策を検討し実践していきます。

②福祉ボランティア学習・福祉人材育成の推進

幼い頃から社会福祉への関心や理解を深め、福祉が身近なものとなるよう、また、新たな生涯学習の視点として、福祉教育を主眼とした「福祉の学びに対する支援」や「住民主体による地域福祉」といったボランティア活動を強く結びつける学習活動を通じて思いやりの心の育成を図ります。

また、高齢者や障がい者との交流などによる福祉体験の機会の確保を図ります。

高齢者や障がい者の生活支援、子育て支援などのサービス提供やボランティア活動にかかわる人材の育成を図るため、社会福祉協議会と連携し、資格取得に向けた支援や人材育成事業の各種取り組みを支援します。

③地域福祉活動に関する情報提供の充実

地域福祉活動の必要性や活動内容、活動の実施場所等を、広報紙やホームページ等を通じて広く周知し、情報提供に努めます。



(2) 地域福祉ボランティア活動の促進

◆ 基本方向 ◆

地域において、多様なニーズに応じた支援活動などを展開することが期待されているボランティア等の育成を図るとともに、ボランティア活動基盤の強化と福祉の担い手と支援を求める人とをつなぐネットワーク化を推進します。

また、地域に暮らす誰もが福祉活動を身近なものと認識することができるよう、ボランティア活動に関する情報発信やボランティアへの参加機会の充実に努めます。

◆ 推進施策 ◆

①ボランティア活動基盤の充実

ボランティアに参加したい人とボランティアを必要としている人をつなぐとともに、一人ひとりがまちづくりに参加することを支援するボランティアコーディネーター機能の充実に向け、ボランティア活動を支援・推進するボランティアセンターの役割を担う社会福祉協議会の取り組みを支援します。

町民のボランティア活動に対する関心を高め参加を促進するため、広報紙やホームページ等を活用して町内で行われているボランティア活動についての情報発信に努めます。

②青少年のボランティア活動への参加促進

社会福祉協議会などが実践する福祉教育推進事業などによる福祉教育の推進や福祉活動の実践支援を図ります。

青少年のボランティア活動への参加促進に向け、福祉体験や社会体験学習・実習などの小・中学生などのためのボランティア体験機会を充実させるとともに、少ない時間や不定期でも参加できるよう活動内容の工夫を図ります。

③高齢者の知識を生かしたボランティア活動などへの参加促進

地域におけるまちづくり活動や福祉活動において大きな役割を担う高齢者などの参加促進を図るため、企業の退職者や地域の元気な高齢者に対し、ボランティア活動について周知していきます。

元気な高齢者が地域でいきいきと活動することのできるよう、高齢者がもっている豊富な知識や経験、能力を地域活動の中で活用できる機会の創出・提供を図ります。

④住民活動団体への支援及びネットワーク化

町内で幅広く活動している住民活動団体などが、地域の福祉資源（人材・施設など）の有効活用や情報交換・共有、協働*による新たな取り組みの創出など相互に連携・協力できるよう、活動への支援を図るとともに、団体間の交流機会の充実に努めます。

(3) 地域活動の育成と交流の活性化

◆ 基本方向 ◆

地域福祉において必要不可欠な地域住民による福祉活動への参画を促進するため、住民による支えあい活動の基盤となる地域コミュニティ組織の育成・支援や地域の活動組織のネットワーク化、地域福祉活動の拠点の充実を図ります。

地域の住民同士が気軽にふれあい、交流することのできる場を整備していくとともに、居住歴や世代を超えた交流、高齢者や障がい者などとの多様な交流、ふれあいの機会の創出を図ることで、住民一人ひとりの相互理解を促進します。

◆ 推進施策 ◆

①地域コミュニティ組織の育成・支援

地域コミュニティ組織の中核として重要な役割を担う各区について、加入率の向上と住民自治機能の強化を図るため、チラシなどによる加入の重要性に関する啓発の実施や各区活動の支援を行います。

区組織などを基盤としながら、新たな時代に対応した地域コミュニティ組織の再編・創設について、町民や関係機関とともに研究を図ります。

地域福祉を中核的に担う民生委員・児童委員による見守り活動の充実を図ります。

②住民相互交流の促進

移住者の多い御代田町において、新しい住民を地域の交流の場に迎え入れ、地域への定着と地域活動に参加する意識の醸成を図るため、意識の啓発に努めるとともに、地域コミュニティの育成支援の充実を図ります。

地域における見守りや声かけなどの継続的な働きかけを日常的に行うことのできるよう、ご近所づきあいの重要性について啓発するとともに、助け合いを大切にする意識づくりを推進し、町民がお互いに顔の見える関係づくりが進むよう、身近な支え合い・助け合い活動を活性化します。

③身近な地域での社会参加と交流の促進

地域の住民同士が日常的な生活のなかで互いを知り、つながりを持つことができるよう、気軽に交流できる地域の居場所として地区の公民館などの施設を有効活用し、地域におけるふれあいの活発化に努め、それら活動を地域住民が担い手となって地域福祉活動を継続的に実施できるよう支援します。

④世代間・多様な交流の促進

地域の高齢者と子どもが昔の遊びや伝統行事などを通してふれあうなど、さまざまな世代が交流することのできる機会の充実を図ります。また、交流機会における実施内容についてより多くの町民が参加できるものとなるよう検討していきます。

障がいの有無などにかかわらず町内の児童・生徒が相互理解を深めることができるよう、交流教育などの機会の充実を図ります。

⑤活動組織のネットワーク化促進

区などの住民自治組織や学校、子育てサークルなどの子ども・子育て関連団体、女性関連団体、シニアクラブなどの高齢者関連団体、障がい者関連団体、ボランティア団体、NPO法人などの地域において活動するさまざまな団体による連携・協働と全町的な活動の展開を図るため、団体間の連絡・調整機能を担うことで相互の交流・ネットワーク化を推進します。



2 町民の生活を包括的に支えるまちづくり



(1) 情報提供・相談支援の充実

◆ 基本方向 ◆

サービス利用者一人ひとりが、求めている保健・福祉サービスについての情報を正確に得られるよう、情報のバリアフリー化に配慮しながら、多様な媒体を活用した情報提供に努めます。

また、地域住民の抱える多様な生活課題の解決が速やかに図られるよう、町内の各種相談窓口について広く周知するとともに、多様化・複雑化する相談内容に対応するため、関係機関などと連携した総合的な相談体制の整備に努めます。加えて、相談機関相互の連携や情報共有、体系化、相談業務に従事する職員の資質向上を図ります。

◆ 推進施策 ◆

①福祉関連情報提供の充実

町民が福祉サービスなどの情報を容易に入手できるとともに、サービスを有効に活用することのできるよう、高齢者の暮らしや介護、障がい、子育てに関する福祉ガイドブックの充実を図ります。

ホームページや町公式 SNS*（LINE など）の利用などにより、子どもや高齢者、障がい者にもわかりやすい情報提供に努めます。

高齢者や障がい者、外国籍の人など、情報入手においてハンディキャップを有する人々に対しても地域や福祉に関する情報が十分に提供されるよう、外国語表記による情報提供や手話通訳者の派遣、点訳などによる情報提供のバリアフリー化・情報格差の縮小に努めます。

②総合的な相談支援ネットワークの確立

町民の多岐にわたる生活課題に対応するとともに、町民が必要としているサービスを受けることができるよう、町保健福祉課の相談窓口を中心とした総合相談支援体制を整備します。

また、町とともに相談支援体制を構築する社会福祉協議会や地域の民生委員・児童委員、障がい者やその家族を支援する相談支援専門員、関係機関などとの情報共有などによる連携強化・ネットワーク化を推進し、町民を専門の相談窓口・必要な支援へとつなぐことのできる体制整備を図ります。

町及び地域で相談支援業務に従事する職員・従事者の確保に努めるとともに、研修の開催などを通じた資質向上を図ります。

(2) 子育て支援の充実

◆ 基本方向 ◆

こども家庭センター、保健センター（子育て世代包括支援センター）、保育園、幼稚園、児童館などによる子育て支援に努めるとともに、地域全体で子育てを支える体制づくりを図ります。また、発達特性をもつ子どもへの支援や、子ども及び子育て家庭の貧困対策、ひとり親家庭、ヤングケアラーなどの生活課題を抱える子育て家庭への支援を図ります。

◆ 推進施策 ◆

①子ども・子育て支援体制の推進

「御代田町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、町内の教育・保育施設を充実させるとともに、町内の子どもとその保護者の暮らしを支える各種施策を展開し、子どもの健全な成長を支援します。

保護者の抱える悩みや不安・ストレスを受け止め適切な支援を図ることのできるよう、こども家庭センターや子ども家庭総合支援拠点、保健センター（子育て世代包括支援センター）などの相談支援体制を充実させます。

地域ぐるみで子育てを支援するため、保護者からの相談対応を行う相談員（サポーター）、アドバイザーなどの設置を進めます。また、子育てをしている保護者などによる自主的なサークル活動を支援し、コミュニケーションが図れる場所の充実に努めます。

②支援を必要とする子育て家庭への支援の推進

発達特性をもつ子どもの早期発見・早期療育を図るため、多職種連携による支援体制を強化するとともに、近隣も含めた児童発達支援センターなどの活用を推進します。

家庭が経済的な問題を抱えていることによって「相対的貧困」の状態にある子どもを支援し、成長後も再び貧困層となってしまう「貧困の連鎖」を断ち切るため、子どもの貧困状況の把握に努めるとともに、適切な支援へとつなげる体制の整備を図ります。また、貧困状態にある子どもの居場所づくりや学習支援の方策について検討します。

母子・父子などのひとり親家庭や寡婦家庭などに対する、資金貸付などの金銭的支援や就労支援を充実させます。

通学や仕事をしながら、障がいや病気のある親や祖父母、きょうだいなどの介護や世話をしている18歳未満の子どもを指す「ヤングケアラー」について、町内における実態把握と具体的な支援策の検討を図ります。



(3) 高齢者・障がい者福祉の充実

◆ 基本方向 ◆

地域における切れ目のない支援を提供するため、高齢者、障がいのある人へ保健・福祉・医療の連携による適切なサービスの提供、年代に応じた健康づくりに向けた取り組みの推進を図ります。

保健・医療・福祉の連携により、介護保険制度、後期高齢者医療保険制度や障害者総合支援制度と連携した生活支援体制整備・サービスの充実を図ります。

◆ 推進施策 ◆

① 高齢者支援体制の推進

「御代田町老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者保健福祉施策及び適切な介護保険給付を推進し、高齢者の心豊かでいきいきとした暮らしを支えます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことのできるよう、地域住民同士の支え合いや専門職などの連携による「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図り、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進します。

② 障がい者支援体制の推進

「御代田町障がい者計画・障がい者福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、障がい者が地域で自分らしく生活を送ることのできるよう、障がい福祉サービス基盤の充実を図ります。また、障がい者とその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等をするとともに、障がい者とその家族などを支える地域づくりを進めるため、関係機関などと連携しながら地域活動の充実を図ります。



(4) 保健・福祉・医療の連携とサービスの質の確保

◆ 基本方向 ◆

乳幼児から高齢者まで、地域での健康づくりを推進します。

苦情に対する適切な指導・改善やサービス評価などによる保健・福祉・医療サービスの質の向上を図ります。

◆ 推進施策 ◆

①保健・福祉・医療の連携

高齢者、障がい者、妊産婦や乳幼児などを含む地域住民に対応するケアなどに必要な保健・医療・福祉サービスが適切に確保されるよう、また、救急医療サービスが確実に提供されるよう、町と関係機関相互の連携を確保・強化します。

また、年代・ライフステージに応じた健康づくり活動、各種健診・検診及び保健指導の充実、生活習慣病予防・早期発見・重症化予防に係る取り組み、介護予防に係る取り組みを充実させ、町民の健康の保持・増進を推進するとともに、健康寿命の延伸を図ります。

②適切な苦情処理の推進

町民によるサービスの利用がより効果的なものとなるよう、相談窓口において受け付けた保健・福祉サービスなどに関する苦情を各専門機関や窓口、該当サービス提供者につなげるとともに、適切な指導・改善などを行います。

③サービス評価及びサービスの質的向上の推進

利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう、サービス提供事業者による自己評価及び第三者による評価を促進するとともに、ケアマネジャーに対する助言や研修会の開催などを継続し、サービスの質の向上を図ります。

行政によって提供されるサービスについては、サービスの客観的評価に基づくさらなるサービスの質の向上に努めます。

民生委員・児童委員や各区などと連携しながら、町民が持つ福祉ニーズの把握に努め、取り組みへの反映を図ります。

(5) 多様化・複雑化する生活課題に対応する支援の充実

◆ 基本方向 ◆

平成 30 年 4 月施行の改正社会福祉法では、地域住民の一層多様化・複雑化する生活課題に対応するための取り組みを展開し、充実していくことを行政に求めています。町においても、福祉に関するさまざまな生活課題に対して、包括的に対応することのできる支援策の充実・強化を図っていきます。

◆ 推進施策 ◆

①生活困窮者への支援

生活に困窮する町民の経済的な自立を支援するため、実態把握などに努めるとともに、「生活困窮者自立支援法*」に基づき、生活保護に至る前段階の自立支援策として、社会福祉協議会や生活就労センター（まいさぼ）、フードバンク、公共職業安定所（ハローワーク）、福祉事務所などとの連携による事業実施に努めます。

生活困窮などにより、支援が必要な方に対し、生活保護実施機関である佐久保健福祉事務所につなげる支援を行います。また、生活の立て直しに向け、日常生活における課題の解決に向けた相談対応や関係機関との調整などの支援に努めます。

②ひきこもり状態の人への支援

ひきこもり状態で悩む本人及びその家族への支援を図るため、長野県ひきこもり支援センターや保健所、福祉事務所などと連携しながら、面談や訪問などを通じた包括的な支援・対応を行います。また、就労の意思がある人に対しては、まいさぼ、公共職業安定所（ハローワーク）との連携による就労支援を行います。

③多様な生活課題への対応強化

周囲から見て支援が必要であると感じられるのに、サービス利用拒否やひきこもり状態であるなどのさまざまな理由によって支援が困難な人に対して、民生委員・児童委員など町民と接する機会が多い地域の関係者・関係機関と情報交換や連携をしながら、適切な対応を図ります。

支援を必要とする対象者の属性を問わず、相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制」の充実を図ります。

また、町内で暮らす外国籍の人の地域での孤立を防ぐとともに、抱えている生活上の課題に対してアプローチできるよう、相談支援体制などの整備に努めます。

【重層的支援体制の整備】

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的支援事業において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる人が難しい人の場合には、アウトリーチ*等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止を目指す。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。

資料：厚生労働省

3 安心して暮らせるまちづくり



(1) 住み続けられる環境の整備

◆ 基本方向 ◆

誰もが安心して、快適な日常生活を営むとともに、自らの意思で自由に行動でき、積極的に社会参加できるよう、生活道路や公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れたやさしいまちづくりを推進します。

高齢者や障がい者などの社会的に弱い立場にある人が、特殊詐欺被害や消費者被害などの犯罪被害や事件・事故に遭うことがないように、地域環境の改善を図るとともに、地域と連携した安全対策を推進します。

また、高齢化の進行や自動車運転免許証返納に伴い、自分の力だけで移動ができない人が増加することが予想されるため、高齢者をはじめ、移動に困難を感じる人のニーズに対応した交通環境の整備を図るとともに、地域に暮らす全ての人々が安心して住み続けられるよう、居住環境の整備を図ります。

台風や地震などの自然災害の発生は、全ての町民に大きな被害を及ぼす可能性があります。浅間山における大規模噴火など、御代田町の特性を踏まえた総合的な防災体制の充実を図ります。

◆ 推進施策 ◆

①バリアフリーのまちづくりの推進

誰に対しても快適な社会環境をつくるため、新バリアフリー法に基づいた段差の解消や歩道の整備など、計画的に道路や既存の公共施設のバリアフリー化を推進します。

高齢者や障がい者が安全かつ快適に暮らすことのできるよう、またその家族の介護負担が軽減されるよう、住宅改善を推進します。

②交通安全・防犯・消費生活活動の支援

町内のパトロールや地域住民による見守り活動の推進、自主的な防犯活動の強化を通して、町と地域の連携による犯罪・交通事故を防止する機能の強化を図ります。

高齢者や障がい者、子どもなどが犯罪被害や事故に遭うことがないように、地域環境の改善に努めます。また、児童相談所や学校、警察、各区などの関係者との情報交換・連携を強化し、危険箇所の把握や安全対策、犯罪や事故に関する情報共有を図ります。

ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者、高齢者夫婦のみの世帯、障がい者などの支援を必要とする世帯に対する地域での見守り活動を支援するための情報提供に努めるとともに、地域住民によって実施される見守り活動の組織化を進めます。

高齢者や子ども自身の危機回避能力向上を図るため、それぞれに対応した交通安全教育・防犯教育などの充実に努めます。

消費生活におけるトラブルを防止するため、消費生活活動に対する支援をします。

③総合的な地域防災対策の推進

災害時の被害を最小限に抑えるため、地域で取り組む防災活動を支援するとともに、隣近所の助け合いによる初期消火や救出救護、避難誘導活動を行う自主防災組織の育成を図ります。

ひとり暮らし高齢者などの急病への対応や、災害発生時などに自力で避難することが困難な人も迅速に避難できるよう、地域住民による日常的な見守り活動を支援するとともに、個人情報に配慮しながら避難行動要支援者名簿の整備や「地域支え合いマップ」の作成・更新を支援します。また、避難行動要支援者名簿や「地域支え合いマップ」について周知し、利用促進を図ることで地域内の要支援者の把握と情報の共有化を推進します。

避難所の防災備蓄品の拡充や避難生活時の感染症対策、避難所として使用する施設のバリアフリー化に努めます。

医療・福祉機関との連携による避難受け入れ体制の確保に努めるとともに、避難生活時における相談・指導、被災者の心のケアを行う体制を整備します。

災害時における情報弱者の存在を踏まえた情報提供体制について対策を検討します。

浅間山における大規模噴火など、町の特性を踏まえた総合的な地域防災計画の策定を行い、防災体制の強化を図ります。

④地域交通環境の整備・外出支援体制の充実

公共交通に関する利便性の向上に向けて、住民ニーズや社会情勢を的確に捉え、地域の実情に応じた公共交通サービスやしなの鉄道御代田駅の機能向上、タクシーの活用などを通して、利用しやすい交通環境の充実に努めるため検討します。

外出支援体制の充実に努めるため、移動支援事業などを実施するとともに、ボランティアによる外出・移動支援活動の展開に向けた条件、新たな移動支援サービスの創出を目指します。

(2) 権利擁護の推進

◆ 基本方向 ◆

権利擁護や虐待・家庭内暴力対策、差別などへの対策を通して、高齢や障がいなどの理由により支援を必要とする町民が住み慣れた地域で不安を抱えることなく暮らすことができる支援体制を整備していきます。

また、多様な人権が尊重され男女共同参画による地域福祉活動の充実を図るため、「全ての町民が性別に関わりなく個人として尊重され、いきいきと活躍する御代田町の実現」を目指して、御代田町男女共同参画計画に基づき、関係機関との連携を図った支援強化に取り組めます。

◆ 推進施策 ◆

①権利擁護の推進

高齢や障がいなどにより判断力が十分でない人の生活を支援する成年後見制度や社会福祉協議会が実施する各種支援事業について、制度の仕組みや事業内容、利点や留意すべき点などを広く周知することで、制度・事業の有効活用を図ります。

障害者差別解消法における「合理的配慮」及び「不当な差別的取り扱い」の禁止の推進、長野県の「障がい者共生条例（障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例）」などの制度について周知・啓発をします。

②虐待や家庭内暴力の防止、いじめ対策の推進

子どもや高齢者、障がい者、その他の虐待、DV（家庭内暴力）などについて、要保護児童対策地域協議会などの関係機関などとの連携による的確な実態把握・課題解決に努めるとともに、防止に向けた広報啓発活動を町広報紙やパンフレットなどを活用して未然に防ぐための取り組みを進めます。

また、虐待を行った保護者・養護者などの抱える問題やいじめ問題などに着目した包括的な支援体制の構築を図ります。

子どもたちをいじめから守るため、いじめの未然防止・早期発見と適切な対応に努め、地域ぐるみでの青少年健全育成活動を促進していきます。

相談窓口や支援情報について広く町民に周知します。また、研修等により相談員の資質向上を図るとともに、関係機関と連携を強化し、より多様な相談内容に対応できる体制づくりに努めていきます。

③再犯防止の推進

地域における防犯活動の実施と、保健・福祉・医療サービスなどとの連携を通じた再犯防止を図ります。また、保護司会などの関係機関と連携しながら、社会復帰への支援を図ります。

④自殺対策の推進

「御代田町自殺予防対策推進計画」に沿って、関係機関や団体との連携により自殺対策に関わる取り組みを推進し、町民のこころの健康の保持・増進と自殺の予防に努めます。また、自殺対策において重要な役割を担うゲートキーパー*養成講座を町内各所で実施し、町職員や教育関係者、福祉関係者、町民などに対して広く受講を推奨します。

(3) 生きがい・就労の支援

◆ 基本方向 ◆

年齢や障がいの有無などにかかわらず、いきいきとした豊かな暮らしを送ることができるよう、生きがいづくりや就労への支援を充実させます。

◆ 推進施策 ◆

①生きがい支援

公民館などで実施する健康づくりや文化活動の各種講座やイベントなど、生涯学習に係る取り組みを充実させ、ひきこもりの防止と生きがいづくりを図ります。

②就労支援

働く意欲・働くことのできる能力のある高齢者や障がい者、女性などが働く場を確保・提供するため、民間企業に雇用促進を働きかけるとともに、関係機関による職能開発や就職相談・紹介などの充実を図ります。

シルバー人材センターとの連携による高齢者の就労機会の充実を図ります。

障がい者の就労を指導・支援する体制の構築を推進します。



第5章 重点施策

今後、御代田町の地域福祉活動を活発化させていく上で、特に重要性が高い施策を重点施策として位置づけ、御代田町と町内の関係機関や各種団体、民間企業、各種ボランティア、そして町民との連携・協働による取り組みを推進していきます。

重点施策の概要

①多様性への理解の促進

「多様性への理解の促進」は、誰もが福祉を身近に感じ、地域における特性や事情の異なる人々に対する理解と尊重を進める取り組みです。

地域には年代、性別、障がい、人種、価値観、性のあり方、職業、生活様式などが異なる様々な人が暮らしており、それぞれの多様性への理解を高めていく必要があります。

今後、地域や関係機関と連携して福祉を身近に感じる講座やイベントを開催し、多様性への理解促進に取り組むほか、地域の課題としてみんなが一緒に考え、学ぶ場や機会の創出を目指していきます。

②相談支援体制・連携の充実

少子高齢化の進展等の社会情勢の変化により、既存の制度だけでは解決が難しい「制度のはざ間」や複合的な課題を抱える人の更なる増加が見込まれるなか、高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者等の分野を横断し、地域と専門機関で困りごとを抱えている人を支える相談支援体制の取り組みがより一層必要となります。

今後は、既存の取り組みを基盤とし、どのような相談も受け止める「総合相談体制の強化」を進め、より強固で柔軟な相談支援体制の構築を図ります。

③地域共生社会の実現

「自助・互助・共助・公助」などの考えに基づき、多様な住民による参画や住民同士のかかわりあい・支えあいを推進し、つながりを持つことで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指していきます。

④関係機関とのネットワークづくり

町行政をはじめ、社会福祉協議会や学校、医療機関、福祉施設、警察、消防などの多様な機関による地域課題の共有を推進し、互いに連携・協力しながら課題解決に取り組むことのできるネットワークの構築を図ります。

第6章 計画の推進に向けた取り組み方針

1 計画の推進

(1)計画の推進体制

本計画は、御代田町全体の地域福祉推進の指針であり、行政の福祉部門にとどまらない、全町を挙げた取り組みのもと推進される計画であると位置づけられます。

このため、計画の推進にあたっては、関係部署と広く連携しながら、施策・事業の実施調整を図っていきます。

(2)社会福祉協議会及び関係機関や各種団体との連携

町は、これまで御代田町社会福祉協議会との連携のもと地域福祉の推進を進めてきました。今後においても、本計画の基本理念及び基本目標の達成においては、社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

このため、本計画における施策展開にあたっては、社会福祉協議会が策定する「御代田町地域福祉活動計画」との連携のもとで推進します。

また、町民や各種ボランティア、福祉サービス事業者、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO団体その他の関係団体、長野県、国などの福祉関係機関とも連携・協働を図ることで、地域福祉の推進に係る体制の強化に努めます。

(3)計画の検証・評価

地域福祉計画を実行性のあるものとして推進していくために、施策・事業の実施状況や課題を把握しつつ、解決策を検討しながら計画の進行管理・評価を行います。

また、住民参加の視点から住民意識調査や地域福祉活動関係者との意見交換会などを随時実施し、地域福祉活動に対する住民の意識や福祉へのニーズ、活動実態の把握に努めるとともに、利用者の立場に立った福祉サービスの適切な評価を行うことのできるよう、住民の声を踏まえた検証を推進します。

2 地域福祉における役割分担

区分	主に担う役割	
地域住民 ・ 地域 ・ 各種関係団体	地域福祉推進の主役である住民は、自らが福祉サービスの受け手だけでなく、担い手でもあるという認識をもち、地域社会を構成する一因として地域活動を推進する役割を担うことが期待されます。	●地域福祉を推進する団体（区、社会福祉協議会、民生児童委員協議会など）への参加・協力 ●福祉ボランティアなどへの参加 ●地域における生活課題の把握 ●見守り・声かけなどの自主的な福祉活動 ●地域福祉を担う人材の発掘 など
福祉サービス事業者	福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、提供するサービスの質の確保、利用者の保護、事業内容やサービス内容の情報提供・公開、他のサービスなどとの連携に取り組むことが期待されます。また、専門的な知識を持つ職員や施設などを活かし、住民や行政と連携・協働しながら、地域福祉活動の活性化、福祉のまちづくりに参画していくことが期待されます。	●福祉ボランティアなどの受け入れ ●地域との交流 ●サービスの質の確保・向上 ●苦情解決制度の整備 ●相談支援機能の充実 など
町	地域福祉の推進にあたって、町行政には、町民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進するとともに、町民の生活を支援する体制を整備することが求められます。そのためには、ともに地域福祉を推進する関係機関・団体などの役割を踏まえ、相互に連携・協働しながら、地域における生活課題と住民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進を図ることが必要です。	●福祉意識の向上・福祉教育の推進 ●地域福祉を推進する団体（社会福祉協議会、民生児童委員協議会など）への支援 ●福祉ボランティアなどの活動支援 ●バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 ●福祉などの総合相談支援体制・連携の充実 ●福祉情報の提供体制の整備 ●保健・福祉・医療などの連携の推進 など

用語解説

あ

●アウトリーチ

積極的に対象者のいる場所に出向いて働き掛けること。例えば、長期に渡りひきこもりの状態にある方等、必要な支援が届いていない人に支援を届けるため方策のこと。

か

●虐待

自分の保護下にある者に対し、長期間にわたって暴力を振るう、日常的にいやがらせや無視をする等の行為を行うことを言う。身体的虐待だけでなく、心理的、性的、経済的虐待や、ネグレクト（無視、養育放棄）等が挙げられ、いずれも被害者の心身に重大な影響を及ぼす。

●協働

様々な人や組織が互いを理解し合い、対等な立場でそれぞれの特性や長所を発揮しながら、果たすべき役割や責任を明確にし、共通の目的の達成に向けて力を出し合うこと。

●ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）する人のこと。

●コミュニティ

一定の地域に居住する人々が、自主性と責任に基づき生活の様々な分野において共同する集団や地域社会のこと。

さ

●社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法第 22 条の規定により設立された法人

●重層的支援体制整備事業

市町村において、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を一体的に実施する事業

●ジェンダー

Gender をカタカナ表記したもの。日本語では、「社会的性別」と言われる。生物学的性別に対して、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」のような男女の別を示す概念

●障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のこと。

平成24（2012）年6月に、これまでの「障害者自立支援法」を改正する形で「障害者総合支援法」が制定され、平成25（2013）年4月に施行された。

基本理念として、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」すること、「社会参加の機会の確保」、「地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」こと等が掲げられている。

●生活困窮者自立支援法

生活困窮者の自立相談支援事業の実施、生活困窮者の住居確保給付金の支給等の支援を行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、平成27（2015）年4月に施行された法律

●成年後見制度

判断能力が不十分な方の権利を擁護するために、家庭裁判所が監督する下で、本人の代わりに契約行為や、日常生活の見守りを第三者が行う制度

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があり、法定後見制度には、多くの手続き・契約などを、ひとりで決めることが難しい方を対象とする「後見」、重要な手続き・契約などを、ひとりで決めることが心配な方を対象とする「保佐」、重要な手続き・契約の中で、ひとりで決めることに心配がある方を対象とする「補助」がある。

た

●ダブルケア

晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が、親の介護も同時に担う問題のこと。

●地域共生社会

平成28（2016）年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の内容に盛り込まれた厚生労働省が掲げるビジョン。制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

●地域包括支援センター

介護・福祉・保健・医療に関する総合相談窓口として設置された機関で、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャー等の専門職員を配置している。高齢者の住み慣れた地域での生活をサポートする拠点。高齢者や家族、地域からの生活全般の悩み・相談、認知症相談の対応や、成年後見制度の活用支援等を行っている。

●ドメスティック・バイオレンス（DV）

Domestic Violence をカタカナ表記したもの。略して「DV」とも呼ばれる。「配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

は

●8050 問題

高齢化した親がひきこもりの中高年の子を支える家庭で、生活困窮と介護が同時に生じる問題のこと。

や

●ヤングケアラー

通学や仕事のかたわら、障がいや病気のある親やきょうだいの世話をする 18 未満の子どものこと

A～Z

●NPO（エヌ・ピー・オー）

Non-Profit Organization の略称。市民が自発的につくったボランティア団体や市民活動団体を含む民間非営利組織の総称。そのうち、特定非営利活動促進法により認証されたものを NPO 法人（特定非営利活動法人）という。

●SDGs（エス・ディー・ジーズ、（持続可能な開発目標））

Sustainable Development Goals の略称。平成 27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、平成 28（2016）年～令和 12（2030）年の国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール、169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っている。経済、社会、環境の三側面の統合的な取り組みにより、利益が相反する問題の緩和、行政の効率化・活性化等の相乗効果がある。

●SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

Social Networking Service の略称。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士の集まりや、近隣地域の住民の集まりのように、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。



資料編

地域福祉に関するアンケート結果

1. 調査概要

1 調査の目的

「御代田町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定に当たり、福祉に関する町民の皆様のお考えやご意見を計画に活かす、基礎資料とするため。

2 調査の設計

- 1) 調査対象：町内にお住まいの18歳以上の方1,000人を無作為に抽出
- 2) 調査方法：郵便法（郵送により配布し、郵送により回収）
- 3) 調査期間：令和4年1月7日～23日
- 4) 配布数：1,000件
- 5) 回収数：484件
- 6) 回収率：48.4%

3 調査の内容

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1) あなた自身のことについて | 2) 地域福祉や手助けについて |
| 3) 地域での助け合いについて | 4) 日常生活や地域活動について |
| 5) 地域福祉全般について | |

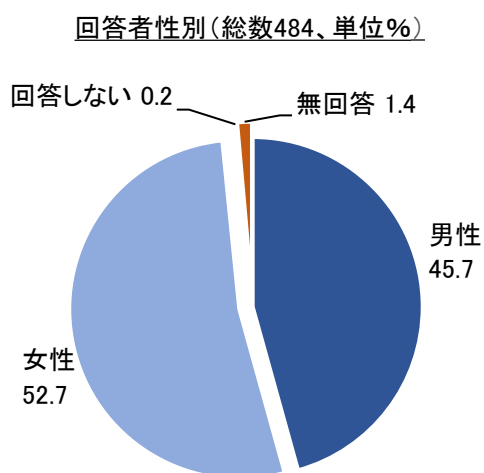
4 集計上の留意点

- 1) 回答率（割合（％））は、小数点第2位を四捨五入して、小数点第1位までを表記しました。このため、回答率の合計が100にならない場合があります。
- 2) 複数回答方式（マルチ回答）の設問では、回答率（割合（％））は回答者総数に対する回答数の割合を示しています。したがって、回答率の合計は100になりません。同様に、回答数の合計は回答者総数とは一致しません。

5 回答者の属性

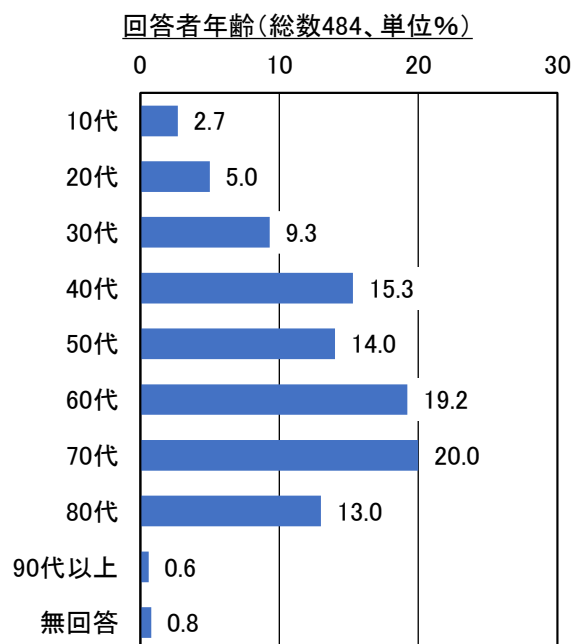
◆性別

	回答数	割合(%)
男性	221	45.7
女性	255	52.7
回答しない	1	0.2
無回答	7	1.4
回答者総数(%ベース)	484	100.0



◆年代

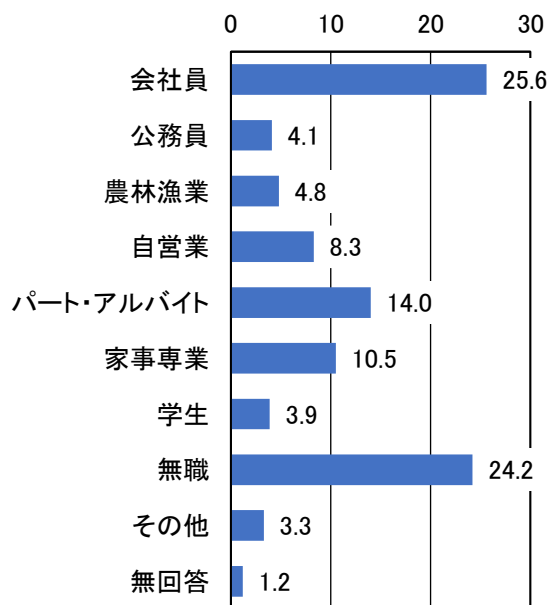
	回答数	割合(%)
10代	13	2.7
20代	24	5.0
30代	45	9.3
40代	74	15.3
50代	68	14.0
60代	93	19.2
70代	97	20.0
80代	63	13.0
90代以上	3	0.6
無回答	4	0.8
回答者総数(%ベース)	484	100.0



◆職業

	回答数	割合(%)
会社員	124	25.6
公務員	20	4.1
農林漁業	23	4.8
自営業	40	8.3
パート・アルバイト	68	14.0
家事専業	51	10.5
学生	19	3.9
無職	117	24.2
その他	16	3.3
無回答	6	1.2
回答者総数(%ベース)	484	100.0

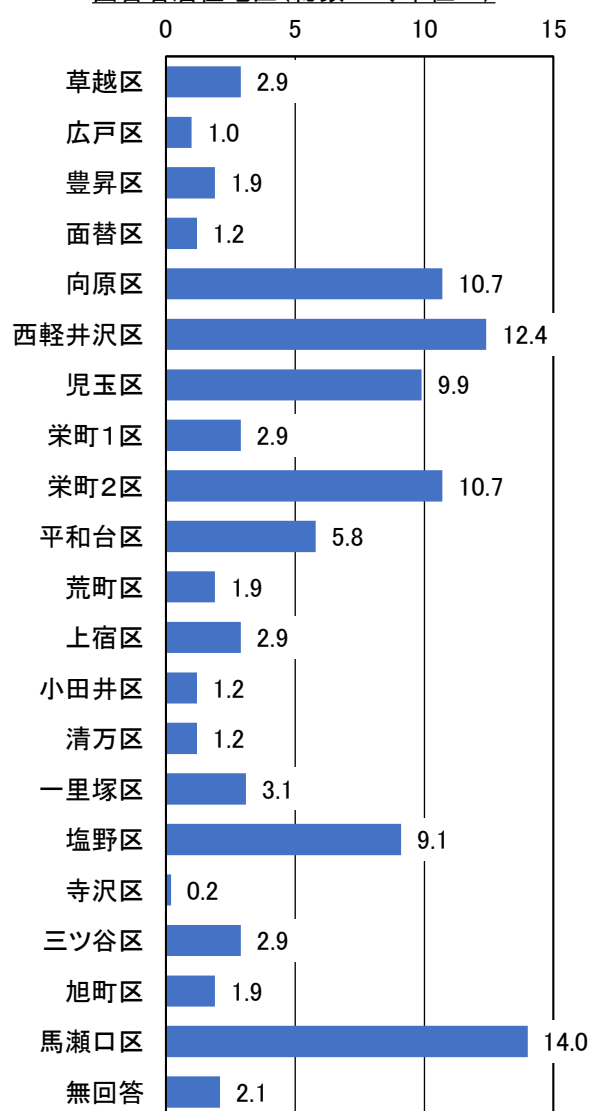
回答者職業(総数484、単位%)



◆住まいの地区

	回答数	割合(%)
草越区	14	2.9
広戸区	5	1.0
豊昇区	9	1.9
面替区	6	1.2
向原区	52	10.7
西軽井沢区	60	12.4
児玉区	48	9.9
栄町1区	14	2.9
栄町2区	52	10.7
平和台区	28	5.8
荒町区	9	1.9
上宿区	14	2.9
小田井区	6	1.2
清万区	6	1.2
一里塚区	15	3.1
塩野区	44	9.1
寺沢区	1	0.2
三ツ谷区	14	2.9
旭町区	9	1.9
馬瀬口区	68	14.0
無回答	10	2.1
回答者総数(%ベース)	484	100.0

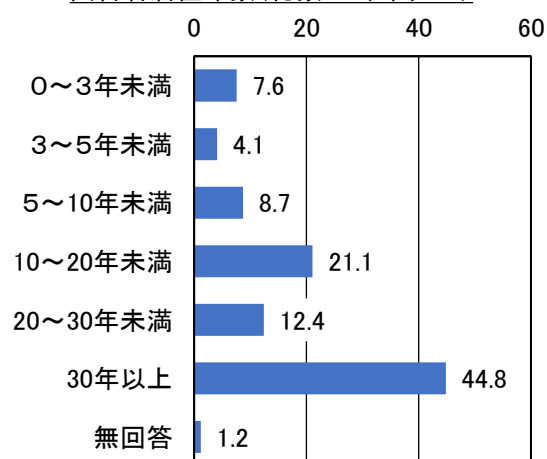
回答者居住地区(総数484、単位%)



◆住まいの地区の居住年数

	回答数	割合(%)
0～3年未満	37	7.6
3～5年未満	20	4.1
5～10年未満	42	8.7
10～20年未満	102	21.1
20～30年未満	60	12.4
30年以上	217	44.8
無回答	6	1.2
回答者総数(%ベース)	484	100.0

回答者居住年数(総数484、単位%)



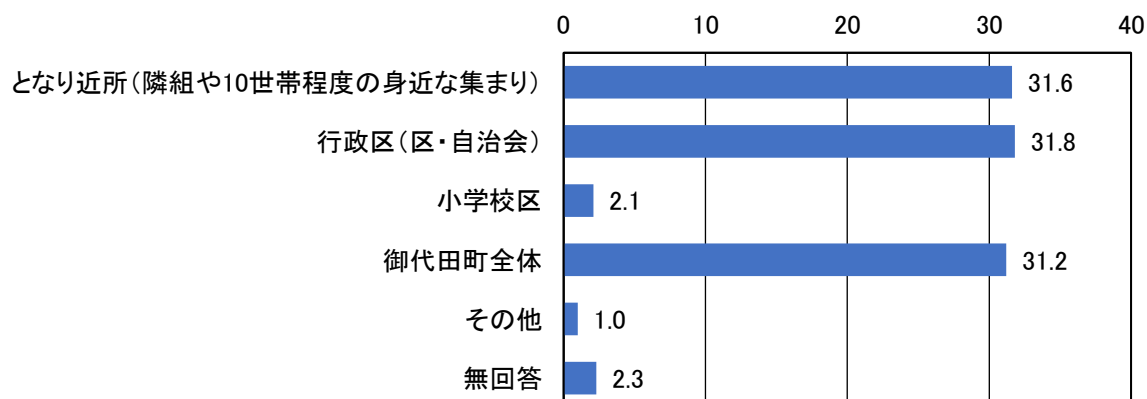
2. 調査結果の概要 ※調査結果を抜粋して掲載しています。

《地域福祉や手助けについて》

問1 「地域での支え合い」というときに、あなたが考える「地域」とは概ねどの程度の範囲ですか。

	回答数	割合(%)
となり近所(隣組や10世帯程度の身近な集まり)	153	31.6
行政区(区・自治会)	154	31.8
小学校区	10	2.1
御代田町全体	151	31.2
その他	5	1.0
無回答	11	2.3
回答者総数(%ベース)	484	100.0

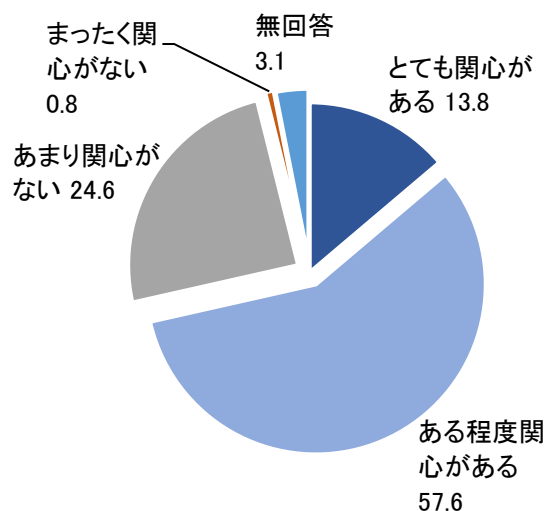
「地域」の範囲(総数484、単位%)



問2 あなたは、地域の福祉について関心はありますか。

	回答数	割合(%)
とても関心がある	67	13.8
ある程度関心がある	279	57.6
あまり関心がない	119	24.6
まったく関心がない	4	0.8
無回答	15	3.1
回答者総数(%ベース)	484	100.0

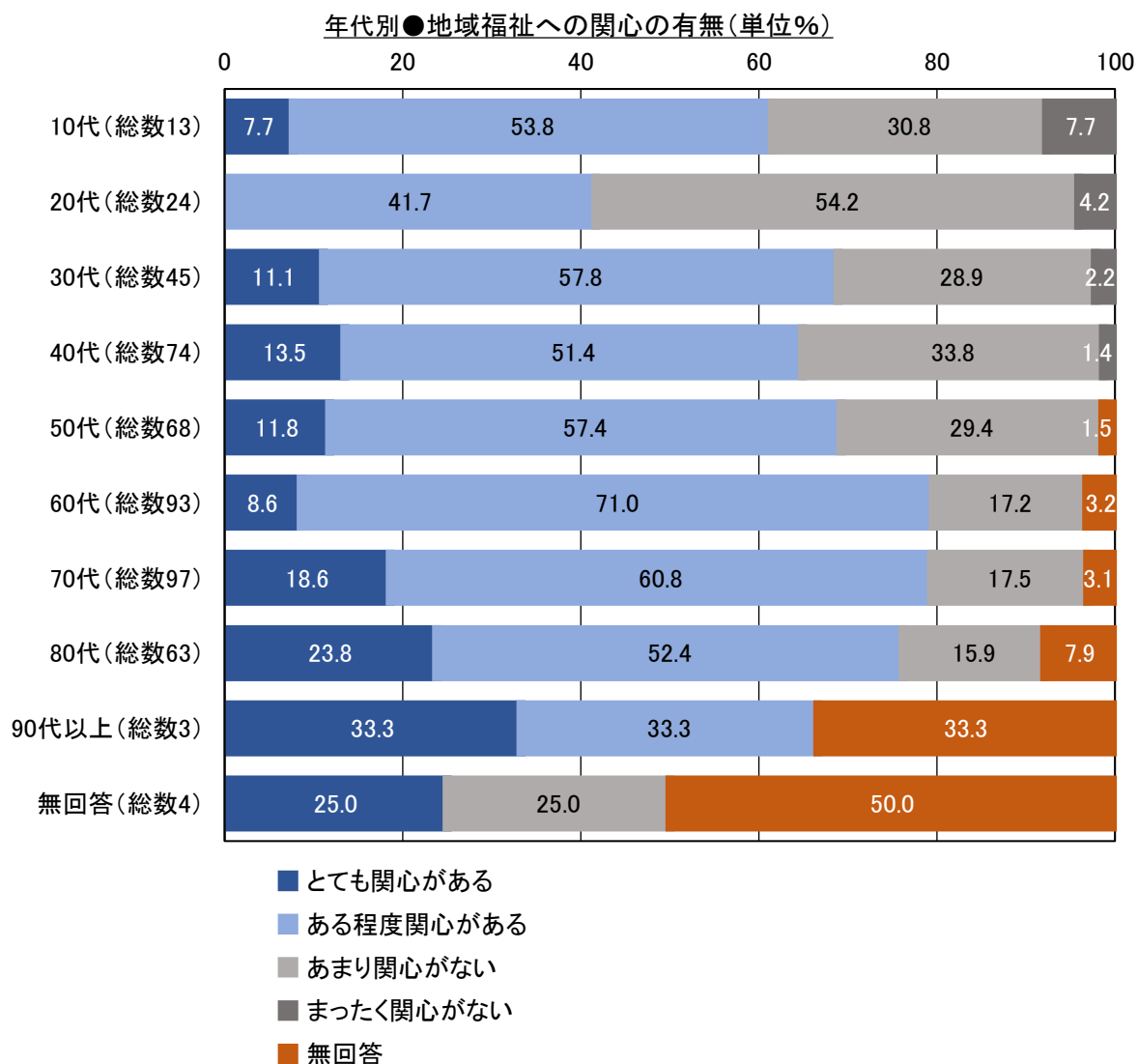
地域福祉への関心の有無
(総数484、単位%)



○「地域福祉への関心」は「ある程度関心がある」「とても関心がある」合わせて71.4%となっています。

【年代別●地域福祉への関心の有無】

上段:回答数 下段:割合(%)	合計	とても関心 がある	ある程度関 心がある	あまり関心 がない	まったく関心 がない	無回答
全体	484 100.0	67 13.8	279 57.6	119 24.6	4 0.8	15 3.1
10 代	13 100.0	1 7.7	7 53.8	4 30.8	1 7.7	— —
20 代	24 100.0	— —	10 41.7	13 54.2	1 4.2	— —
30 代	45 100.0	5 11.1	26 57.8	13 28.9	1 2.2	— —
40 代	74 100.0	10 13.5	38 51.4	25 33.8	1 1.4	— —
50 代	68 100.0	8 11.8	39 57.4	20 29.4	— —	1 1.5
60 代	93 100.0	8 8.6	66 71.0	16 17.2	— —	3 3.2
70 代	97 100.0	18 18.6	59 60.8	17 17.5	— —	3 3.1
80 代	63 100.0	15 23.8	33 52.4	10 15.9	— —	5 7.9
90 代以上	3 100.0	1 33.3	1 33.3	— —	— —	1 33.3
無回答	4 100.0	1 25.0	— —	1 25.0	— —	2 50.0



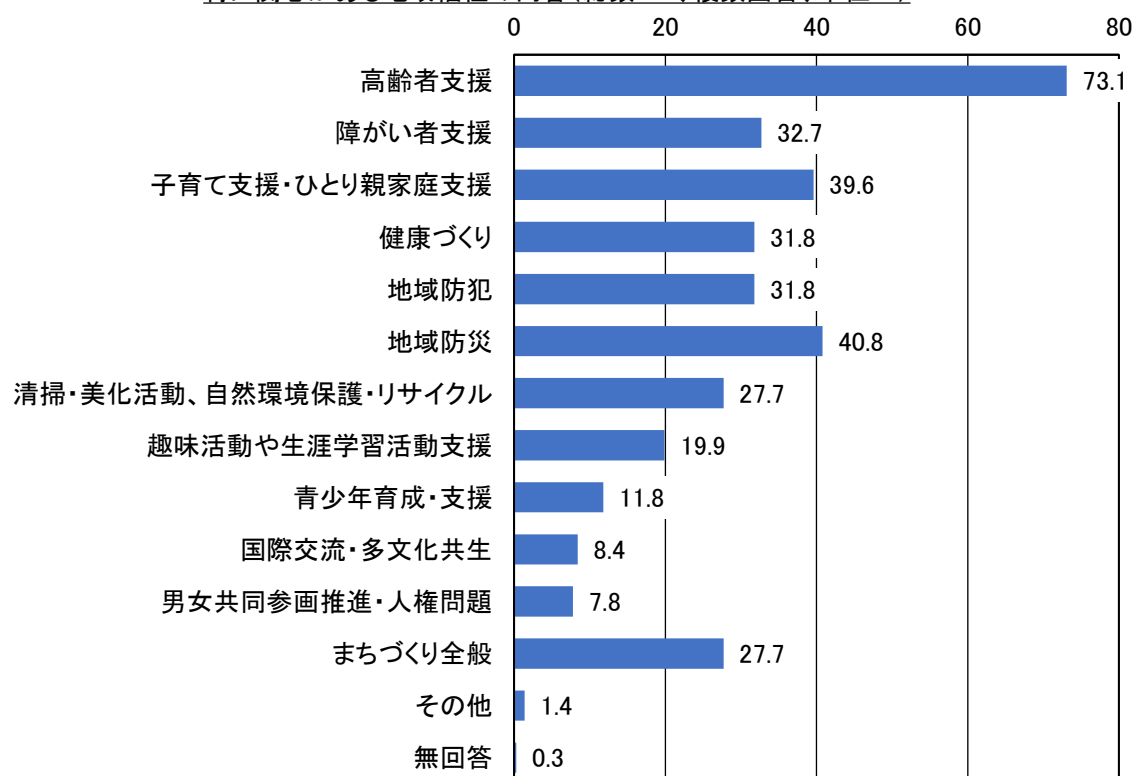
○年代別で大きな差がみられます。「ある程度関心がある」は「60代」「70代」、「とても関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせると、同じく「60代」「70代」でとくに高くなっています。一方、「あまり関心がない」は「20代」が54.2%で半数を超えています。

問2-1 特に関心のある内容は、次のうちどれですか。(〇はいくつでも)

	回答数	割合(%)
高齢者支援	253	73.1
障がい者支援	113	32.7
子育て支援・ひとり親家庭支援	137	39.6
健康づくり	110	31.8
地域防犯	110	31.8
地域防災	141	40.8
清掃・美化活動、自然環境保護・リサイクル	96	27.7
趣味活動や生涯学習活動支援	69	19.9
青少年育成・支援	41	11.8
国際交流・多文化共生	29	8.4
男女共同参画推進・人権問題	27	7.8
まちづくり全般	96	27.7
その他	5	1.4
無回答	1	0.3
回答者総数(%ベース)	346	100.0

○「高齢者支援」が 73.1%で突出して高く、次いで「地域防災」が 40.8%、「子育て支援・ひとり親家庭支援」39.6%などとなっています。

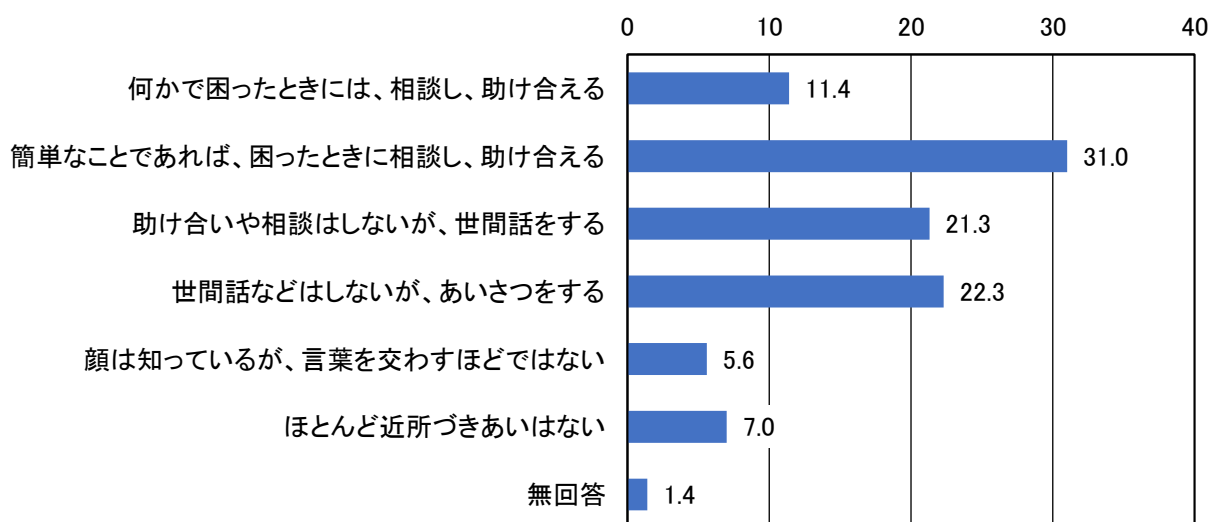
特に関心がある地域福祉の内容(総数346、複数回答、単位%)



問3 あなたは、現在、どの程度「ご近所づきあい」をしていますか。

	回答数	割合(%)
何かで困ったときには、相談し、助け合える	55	11.4
簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える	150	31.0
助け合いや相談はしないが、世間話をする	103	21.3
世間話などはしないが、あいさつをする	108	22.3
顔は知っているが、言葉を交わすほどではない	27	5.6
ほとんど近所づきあいはない	34	7.0
無回答	7	1.4
回答者総数(%ベース)	484	100.0

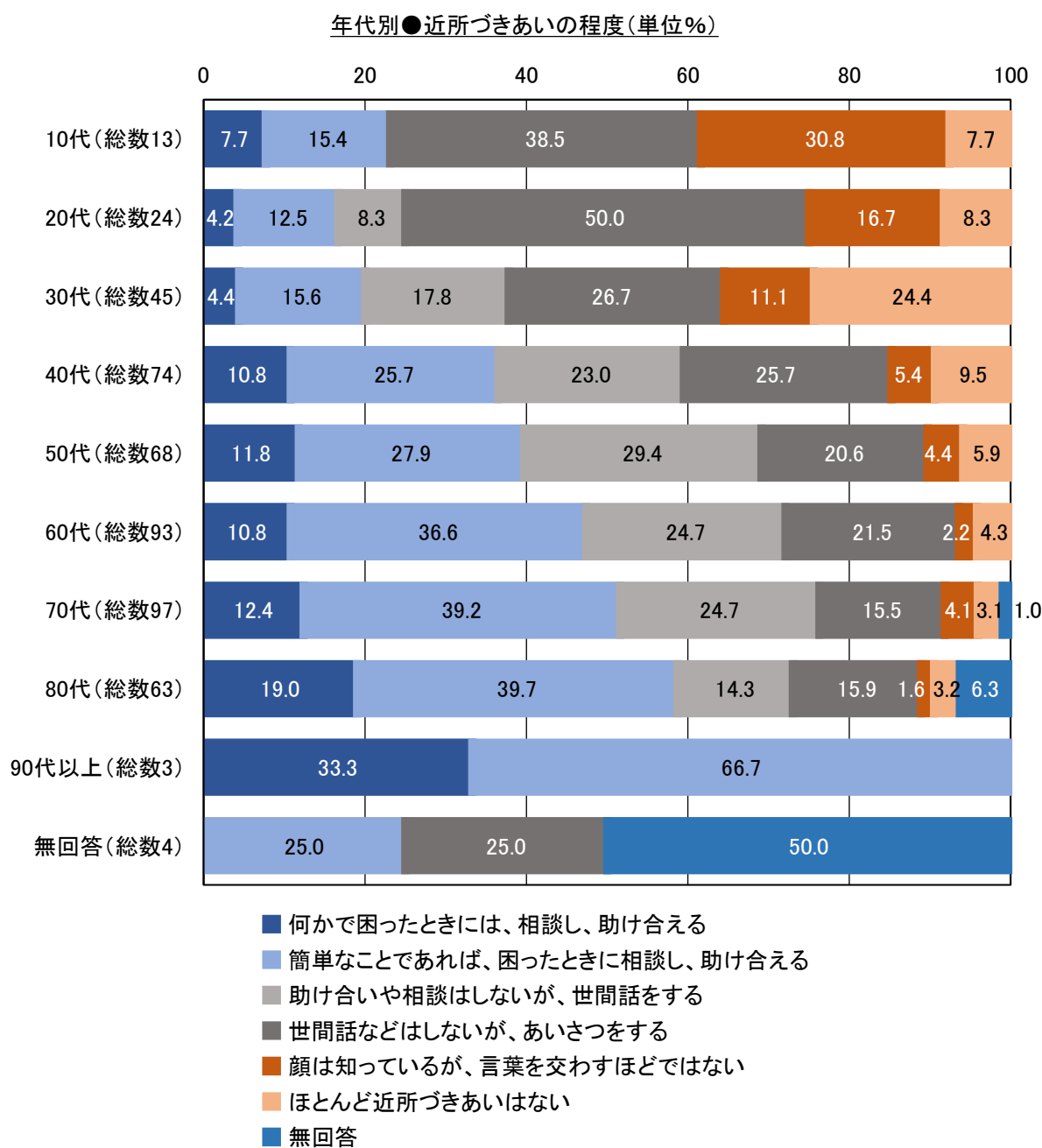
近所づきあいの程度(総数484、単位%)



○「簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える」が31.0%で最も高く、次いで「世間話などはしないが、あいさつをする」が22.3%、「助け合いや相談はしないが、世間話をする」が21.3%などとなっています。

【年代別●近所づきあいの程度】

上段:回答数 下段:割合(%)	合計	何かで困ったときには、 相談し、助け合える	簡単なことであれば、困 ったときに相談し、助け 合える	助け合いや相談はしない が、世間話をする	世間話などはないが、 あいさつをする	顔は知っているが、言葉 を交わすほどではない	ほとんど近所づきあい はない	無回 答
全体	484 100.0	55 11.4	150 31.0	103 21.3	108 22.3	27 5.6	34 7.0	7 1.4
10代	13 100.0	1 7.7	2 15.4	－ －	5 38.5	4 30.8	1 7.7	－ －
20代	24 100.0	1 4.2	3 12.5	2 8.3	12 50.0	4 16.7	2 8.3	－ －
30代	45 100.0	2 4.4	7 15.6	8 17.8	12 26.7	5 11.1	11 24.4	－ －
40代	74 100.0	8 10.8	19 25.7	17 23.0	19 25.7	4 5.4	7 9.5	－ －
50代	68 100.0	8 11.8	19 27.9	20 29.4	14 20.6	3 4.4	4 5.9	－ －
60代	93 100.0	10 10.8	34 36.6	23 24.7	20 21.5	2 2.2	4 4.3	－ －
70代	97 100.0	12 12.4	38 39.2	24 24.7	15 15.5	4 4.1	3 3.1	1 1.0
80代	63 100.0	12 19.0	25 39.7	9 14.3	10 15.9	1 1.6	2 3.2	4 6.3
90代以上	3 100.0	1 33.3	2 66.7	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
無回答	4 100.0	－ －	1 25.0	－ －	1 25.0	－ －	－ －	2 50.0

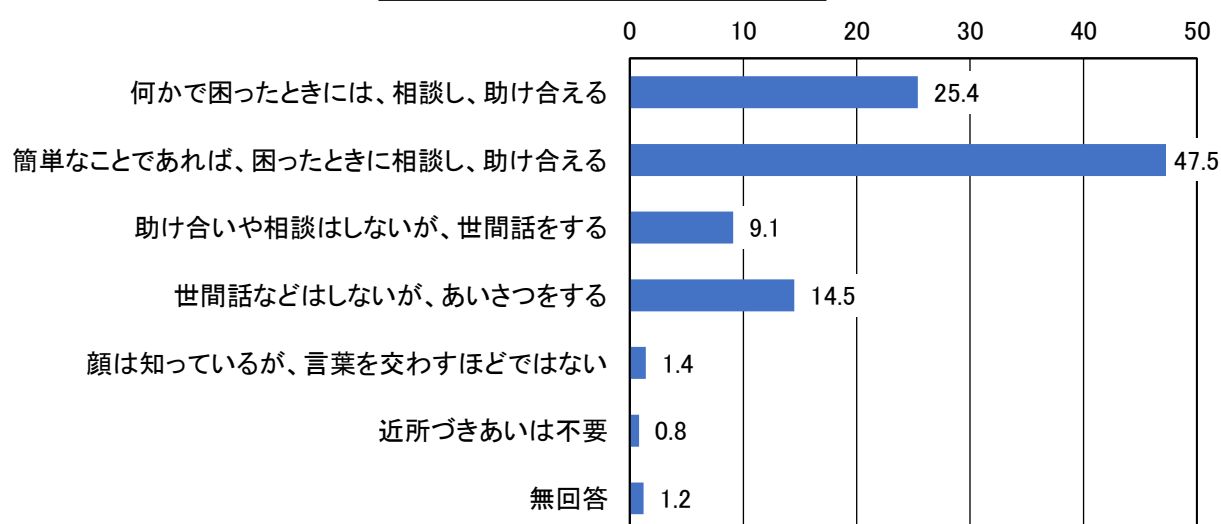


○年代により大きな差がみられます。「簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える」は、「20代」が12.5%で最も低く、年代が上がるにつれて増加しています。一方、「10代」「20代」「30代」では「世間話などはしないが、あいさつをする」が最も高くなっています。

問4 あなたは、今後、どの程度の「ご近所づきあい」を理想としますか。

	回答数	割合(%)
何かで困ったときには、相談し、助け合える	123	25.4
簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える	230	47.5
助け合いや相談はしないが、世間話をする	44	9.1
世間話などはしないが、あいさつをする	70	14.5
顔は知っているが、言葉を交わすほどではない	7	1.4
近所づきあいは不要	4	0.8
無回答	6	1.2
回答者総数(%ベース)	484	100.0

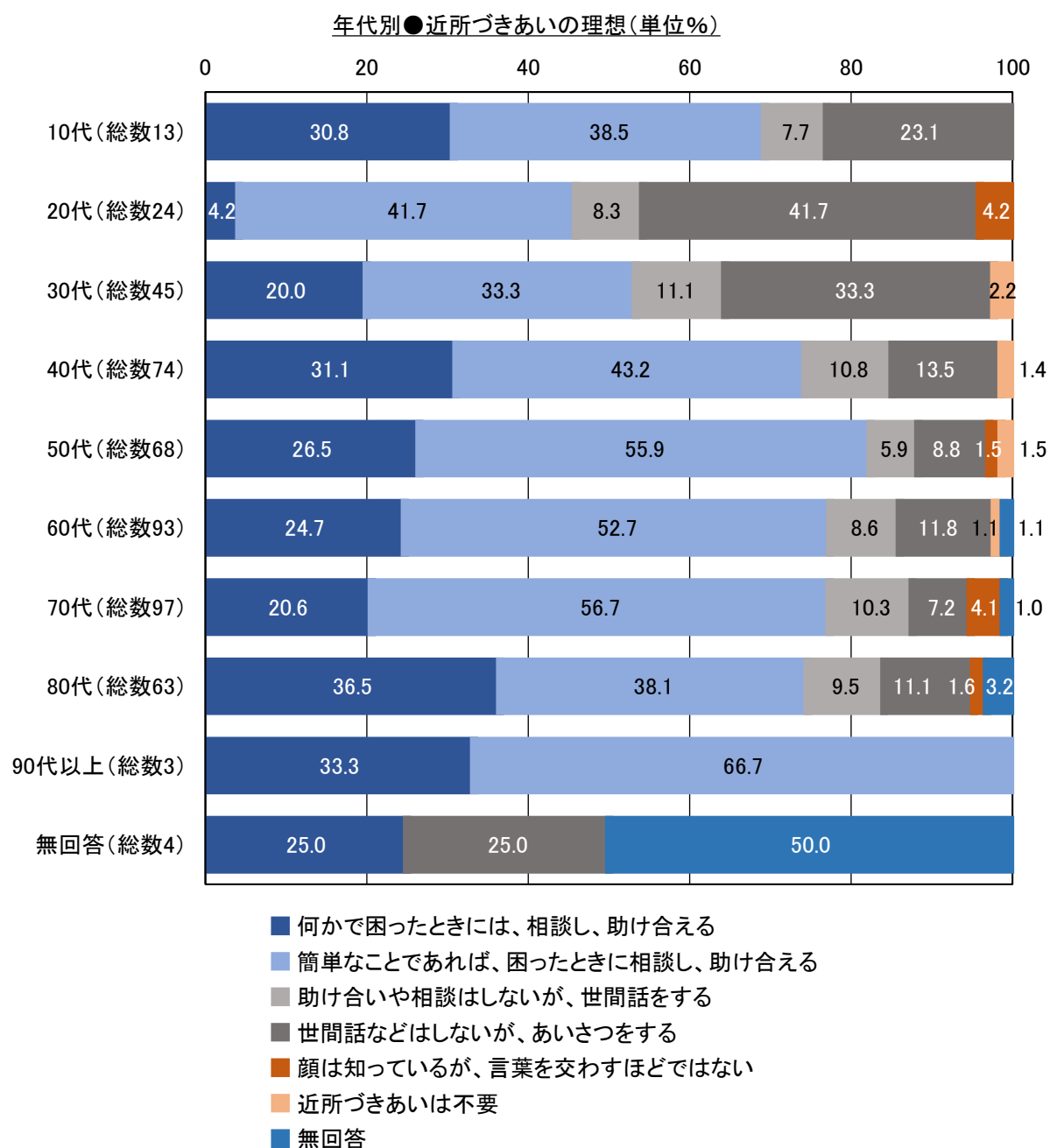
近所づきあいの理想(総数484、単位%)



○「簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える」が 47.5%で突出して高く、次いで「何かで困ったときには、相談し、助け合える」が 25.4%、「世間話などはしないが、あいさつをする」が 14.5%などとなっています。「近所づきあいの程度」と比べると、「簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える」と「何かで困ったときには、相談し、助け合える」が大きく増加し、「世間話などはしないが、あいさつをする」が減少しています。

【年代別●近所づきあいの理想】

上段:回答数 下段:割合(%)	合計	何かで困ったときには、 相談し、助け合える	簡単なことであれば、困 ったときに相談し、助け 合える	助け合いや相談はしない が、世間話をする	世間話などはしないが、 あいさつをする	顔は知っているが、言葉 を交わすほどではない	近所づきあいは不要	無回答
全体	484 100.0	123 25.4	230 47.5	44 9.1	70 14.5	7 1.4	4 0.8	6 1.2
10代	13 100.0	4 30.8	5 38.5	1 7.7	3 23.1	- -	- -	- -
20代	24 100.0	1 4.2	10 41.7	2 8.3	10 41.7	1 4.2	- -	- -
30代	45 100.0	9 20.0	15 33.3	5 11.1	15 33.3	- -	1 2.2	- -
40代	74 100.0	23 31.1	32 43.2	8 10.8	10 13.5	- -	1 1.4	- -
50代	68 100.0	18 26.5	38 55.9	4 5.9	6 8.8	1 1.5	1 1.5	- -
60代	93 100.0	23 24.7	49 52.7	8 8.6	11 11.8	- -	1 1.1	1 1.1
70代	97 100.0	20 20.6	55 56.7	10 10.3	7 7.2	4 4.1	- -	1 1.0
80代	63 100.0	23 36.5	24 38.1	6 9.5	7 11.1	1 1.6	- -	2 3.2
90代以上	3 100.0	1 33.3	2 66.7	- -	- -	- -	- -	- -
無回答	4 100.0	1 25.0	- -	- -	1 25.0	- -	- -	2 50.0

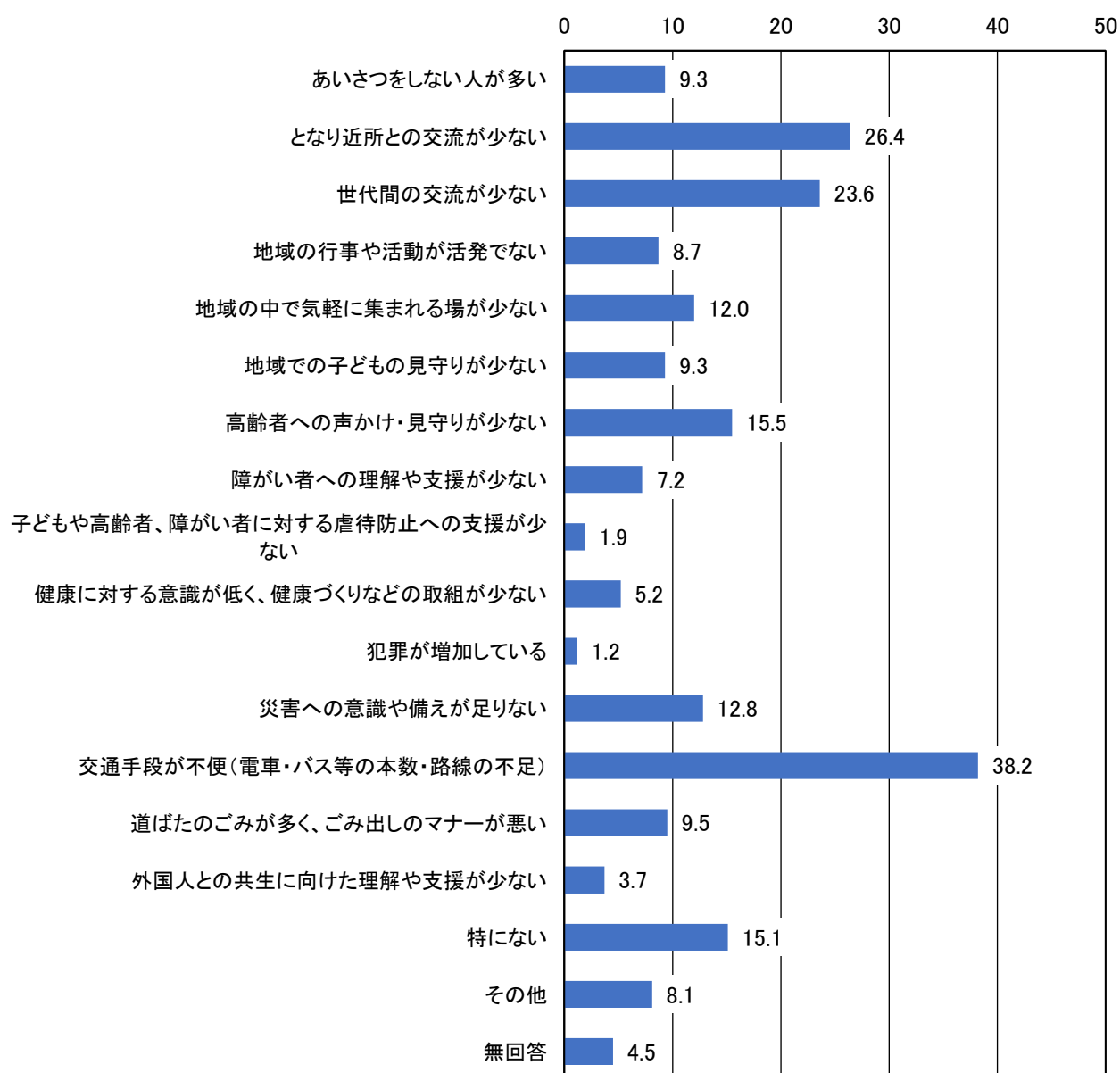


○どの年代でも「簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える」が最も高くなっています。一方、「20代」では他の年代と傾向が大きく異なり、「何かで困ったときには、相談し、助け合える」が大きく減少、「世間話などはしないが、あいさつをする」が大きく増加しています。

問5 あなたの住む地域の状況や課題は、次のうちどれですか。(〇はいくつでも)

	回答数	割合(%)
あいさつをしない人が多い	45	9.3
となり近所との交流が少ない	128	26.4
世代間の交流が少ない	114	23.6
地域の行事や活動が活発でない	42	8.7
地域の中で気軽に集まれる場が少ない	58	12.0
地域での子どもの見守りが少ない	45	9.3
高齢者への声かけ・見守りが少ない	75	15.5
障がい者への理解や支援が少ない	35	7.2
子どもや高齢者、障がい者に対する虐待防止への支援が少ない	9	1.9
健康に対する意識が低く、健康づくりなどの取組が少ない	25	5.2
犯罪が増加している	6	1.2
災害への意識や備えが足りない	62	12.8
交通手段が不便(電車・バス等の本数・路線の不足)	185	38.2
道ばたのごみが多く、ごみ出しのマナーが悪い	46	9.5
外国人との共生に向けた理解や支援が少ない	18	3.7
特にない	73	15.1
その他	39	8.1
無回答	22	4.5
回答者総数(%ベース)	484	100.0

地域の状況や課題(総数484、複数回答、単位%)



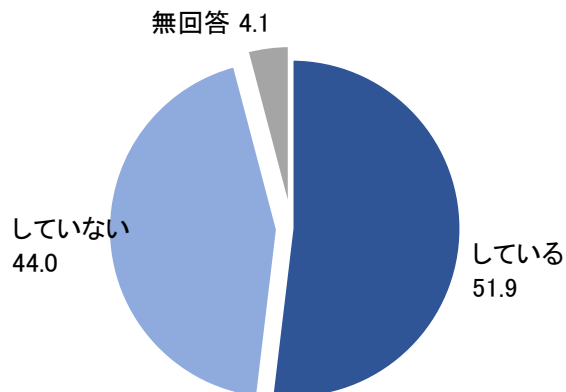
○「交通手段が不便(電車・バス等の本数・路線の不足)」が 38.2%で最も高く、次いで「となり近所との交流が少ない」が 26.4%、「世代間の交流が少ない」が 23.6%などとなっています。

《地域での助け合いについて》

問6 あなたは、日頃、お住まいの地域でとなり近所の人と生活上のちょっとした手助けや協力などの助け合いをしていますか。

	回答数	割合(%)
している	251	51.9
していない	213	44.0
無回答	20	4.1
回答者総数(%ベース)	484	100.0

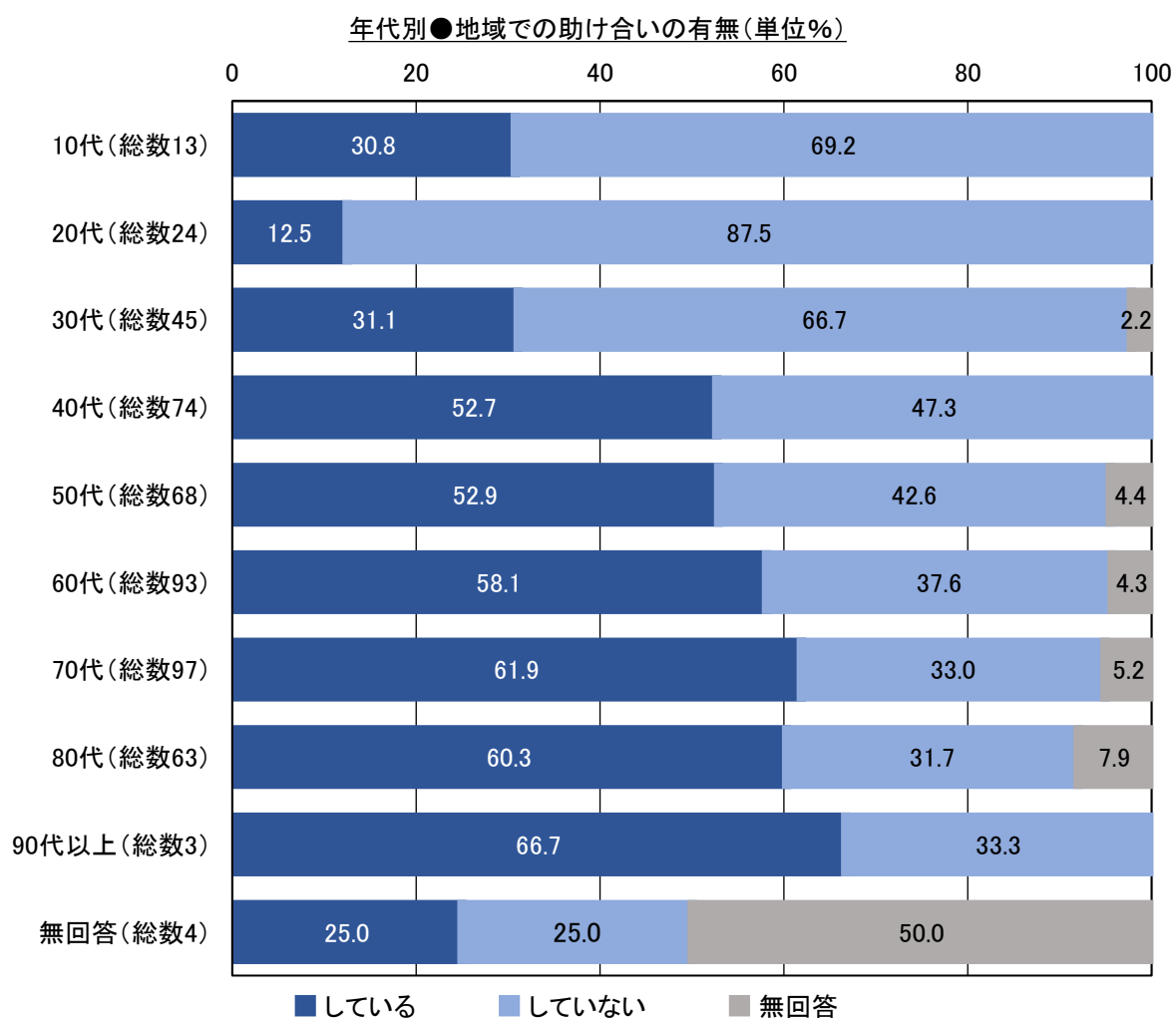
地域での助け合いの有無
(総数484、単位%)



○「している」が 51.9%、「していない」が 44.0%となっています。

【年代別●地域での助け合いの有無】

上段:回答数 下段:割合(%)	合計	している	していない	無回答
全体	484 100.0	251 51.9	213 44.0	20 4.1
10代	13 100.0	4 30.8	9 69.2	— —
20代	24 100.0	3 12.5	21 87.5	— —
30代	45 100.0	14 31.1	30 66.7	1 2.2
40代	74 100.0	39 52.7	35 47.3	— —
50代	68 100.0	36 52.9	29 42.6	3 4.4
60代	93 100.0	54 58.1	35 37.6	4 4.3
70代	97 100.0	60 61.9	32 33.0	5 5.2
80代	63 100.0	38 60.3	20 31.7	5 7.9
90代以上	3 100.0	2 66.7	1 33.3	— —
無回答	4 100.0	1 25.0	1 25.0	2 50.0

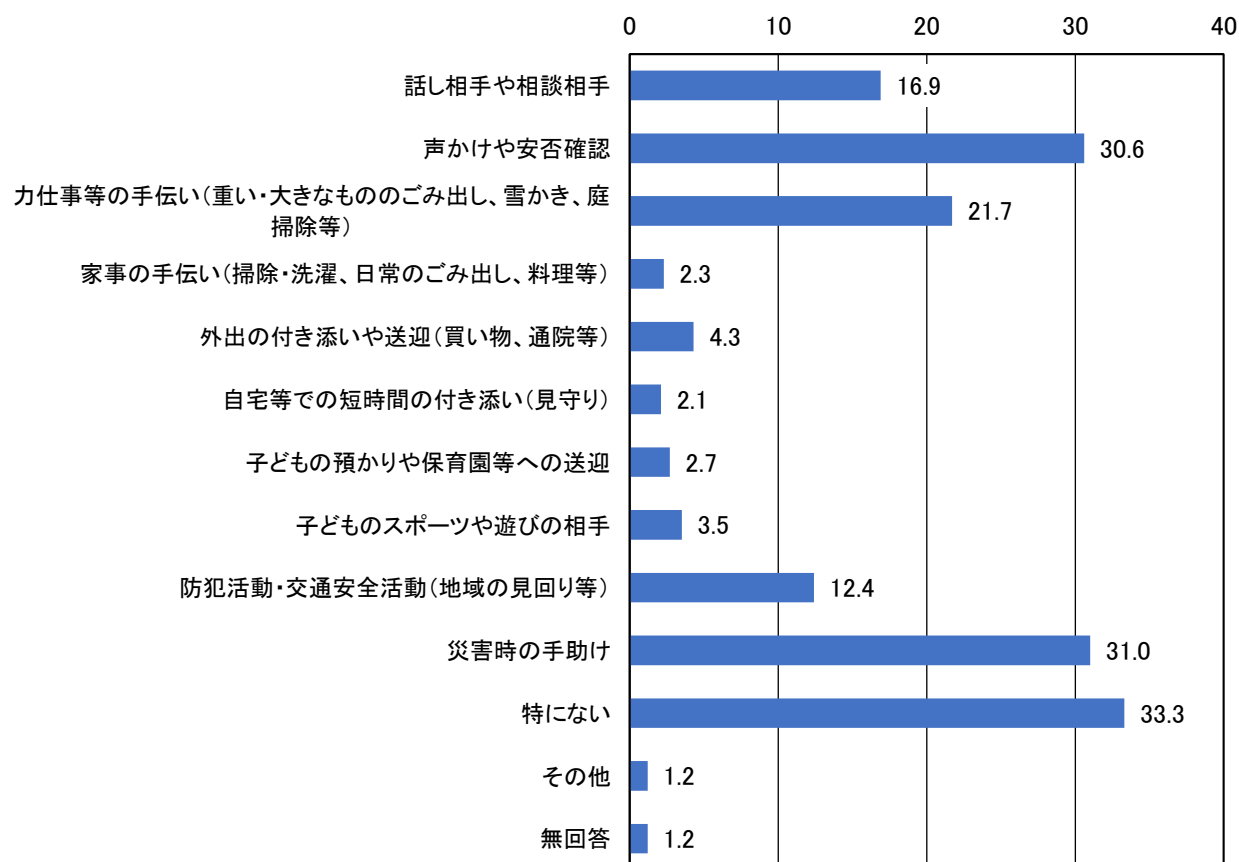


○年代により大きな差がみられます。「している」は「20代」が12.5%で極端に低く、年代が上がるにつれて増加しています。

問7 あなたは、生活の中で、となり近所の人にどのような手助けや協力をしてほしいと思いますか。(あてはまるもの全てに○)

	回答数	割合(%)
話し相手や相談相手	82	16.9
声かけや安否確認	148	30.6
力仕事等の手伝い(重い・大きなもののごみ出し、雪かき、庭掃除等)	105	21.7
家事の手伝い(掃除・洗濯、日常のごみ出し、料理等)	11	2.3
外出の付き添いや送迎(買い物、通院等)	21	4.3
自宅等での短時間の付き添い(見守り)	10	2.1
子どもの預かりや保育園等への送迎	13	2.7
子どものスポーツや遊びの相手	17	3.5
防犯活動・交通安全活動(地域の見回り等)	60	12.4
災害時の手助け	150	31.0
特にない	161	33.3
その他	6	1.2
無回答	6	1.2
回答者総数(%ベース)	484	100.0

生活の中で、となり近所の人に手助けや協力をしてほしいこと
(総数484、複数回答、単位%)

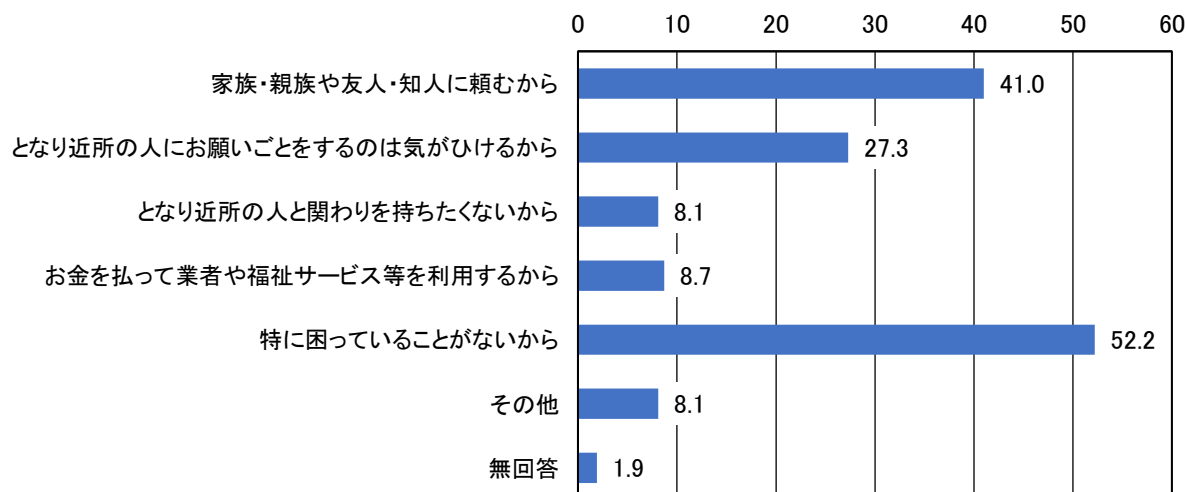


○「特にない」が 33.3%で最も高く、次いで「災害時の手助け」が 31.0%、「声かけや安否確認」が 30.6%などとなっています。

問7-1 となり近所の人に手助けや協力してほしいことがない理由は何ですか。(あてはまるもの全てに○)

	回答数	割合(%)
家族・親族や友人・知人に頼むから	66	41.0
となり近所の人をお願いごとをするのは気がひけるから	44	27.3
となり近所の人と関わりを持ちたくないから	13	8.1
お金を払って業者や福祉サービス等を利用するから	14	8.7
特に困っていることがないから	84	52.2
その他	13	8.1
無回答	3	1.9
回答者総数(%ベース)	161	100.0

となり近所の人に手助けや協力してほしいことがない理由(総数161、複数回答、単位%)

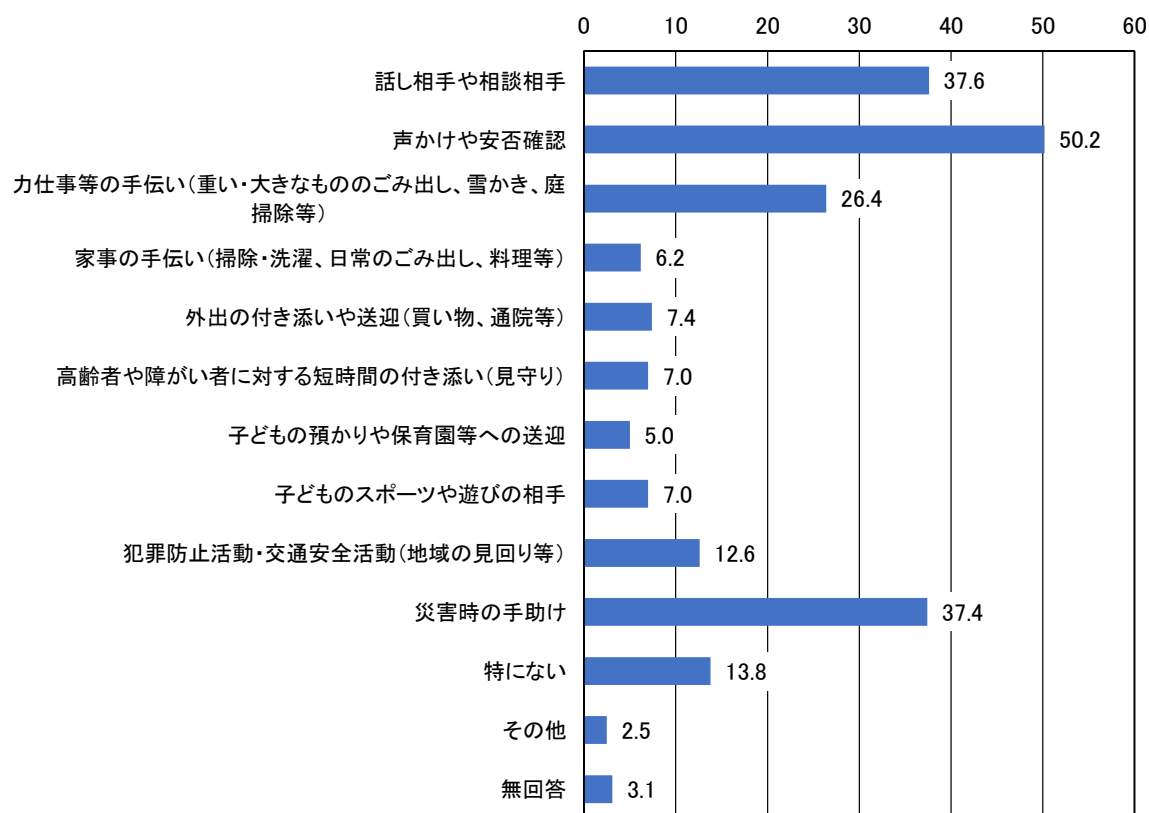


○「特に困っていることがないから」が52.2%で最も高く、次いで「家族・親族や友人・知人に頼むから」が41.0%、「となり近所の人をお願いごとをするのは気がひけるから」が27.3%などとなっています。

問8 あなた自身が、となり近所の人に対して手助けしたり、協力したりできることはありますか。(あてはまるものの全てに○)

	回答数	割合(%)
話し相手や相談相手	182	37.6
声かけや安否確認	243	50.2
力仕事等の手伝い(重い・大きなもののごみ出し、雪かき、庭掃除等)	128	26.4
家事の手伝い(掃除・洗濯、日常のごみ出し、料理等)	30	6.2
外出の付き添いや送迎(買い物、通院等)	36	7.4
高齢者や障がい者に対する短時間の付き添い(見守り)	34	7.0
子どもの預かりや保育園等への送迎	24	5.0
子どものスポーツや遊びの相手	34	7.0
犯罪防止活動・交通安全活動(地域の見回り等)	61	12.6
災害時の手助け	181	37.4
特にない	67	13.8
その他	12	2.5
無回答	15	3.1
回答者総数(%ベース)	484	100.0

となり近所の人に対して手助けしたり、協力したりできること(総数484、複数回答、単位%)

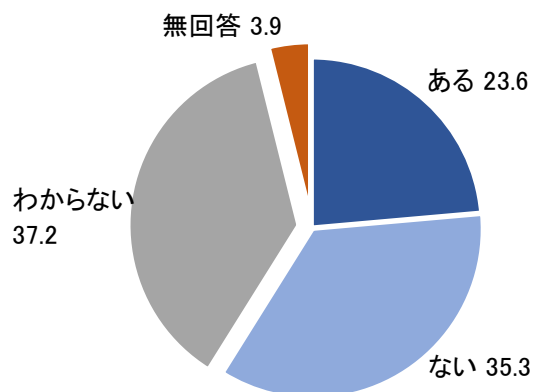


○「声かけや安否確認」が50.2%で最も高く、次いで「話し相手や相談相手」が37.6%、「災害時の手助け」が37.4%などとなっています。

問9 となり近所に、周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われるご家庭がありますか。

	回答数	割合(%)
ある	114	23.6
ない	171	35.3
わからない	180	37.2
無回答	19	3.9
回答者総数(%ベース)	484	100.0

となり近所で、周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われる家庭の有無
(総数484、単位%)



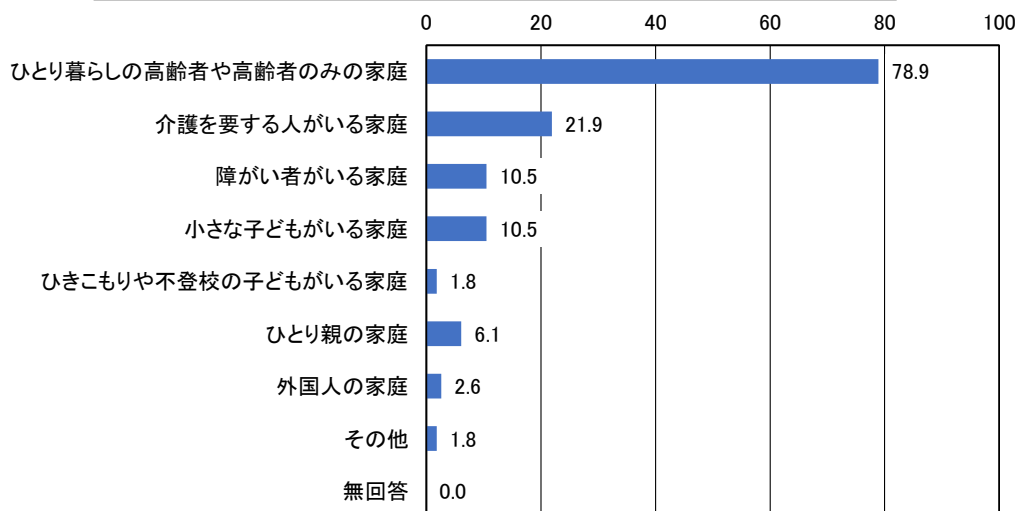
○「ある」が 23.6%、「ない」が 35.3%、「わからない」が 37.2%となっています。

問9-1 それはどのようなご家庭ですか。(あてはまるもの全てに○)

	回答数	割合(%)
ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの家庭	90	78.9
介護を要する人がいる家庭	25	21.9
障がい者がいる家庭	12	10.5
小さな子どもがいる家庭	12	10.5
ひきこもりや不登校の子どもがいる家庭	2	1.8
ひとり親の家庭	7	6.1
外国人の家庭	3	2.6
その他	2	1.8
無回答	0	0.0
回答者総数(%ベース)	114	100.0

○「ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの家庭」が 78.9%で突出して高くなっています。

となり近所の協力・支援が必要だと思われる家庭の類型(総数114、複数回答、単位%)

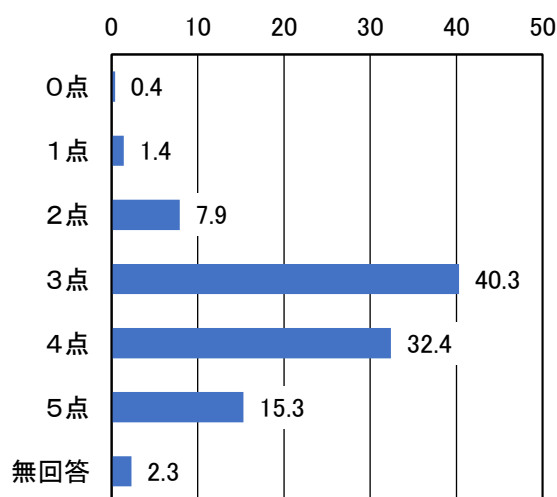


《日常生活や地域活動について》

問 10 現在、あなたはどの程度幸せですか。「すごく不幸せ(0点)」から「すごく幸せ(5点)」の間で表すと、何点だと思いますか。数字に○を付けてください。

	回答数	割合(%)
0点	2	0.4
1点	7	1.4
2点	38	7.9
3点	195	40.3
4点	157	32.4
5点	74	15.3
無回答	11	2.3
回答者総数(%ベース)	484	100.0

幸せの程度(総数484、単位%)

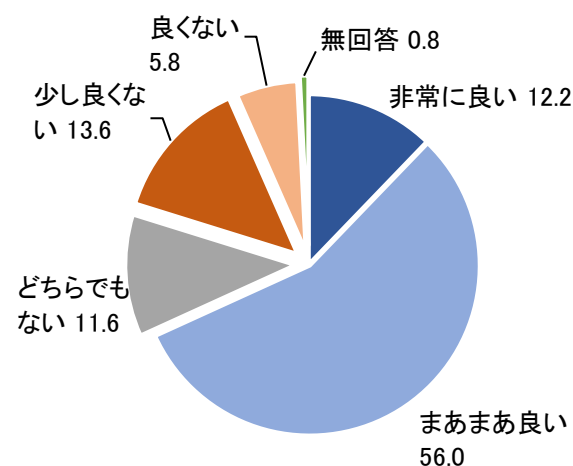


○「3点」が 40.3%で最も高く、次いで「4点」が 32.4%、「5点」が 15.3%などとなっています。「無回答」を除く加重平均は 3.52 点です。

問 11 現在のあなたの健康状態はいかがですか。

	回答数	割合(%)
非常に良い	59	12.2
まあまあ良い	271	56.0
どちらでもない	56	11.6
少し良くない	66	13.6
良くない	28	5.8
無回答	4	0.8
回答者総数(%ベース)	484	100.0

現在の健康状態(総数484、単位%)



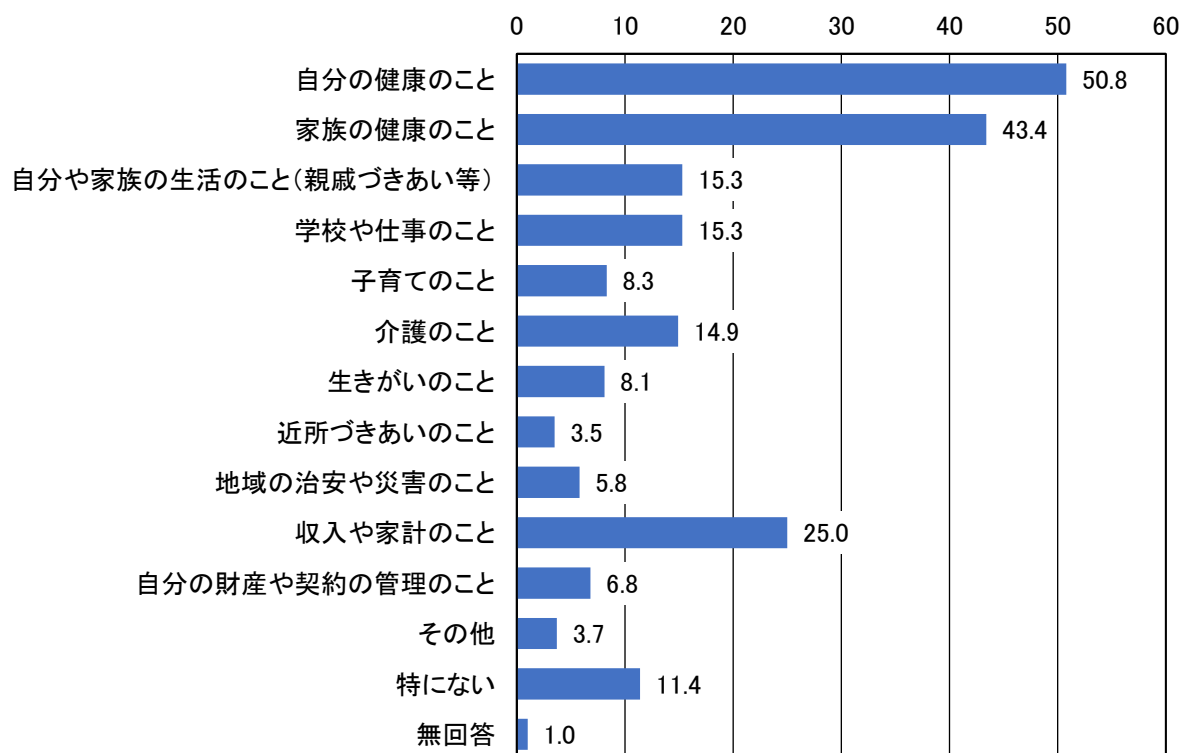
○「まあまあ良い」が 56.0%で最も高く、次いで「少し良くない」が 13.6%、「非常に良い」が 12.2%などとなっています。「非常に良い」「まあまあ良い」を合わせると、7割近くが「良い」と回答しています。

問 12 あなたは、現在、日々の生活の中で、主にどのような悩みや不安がありますか。(あてはまるもの3つまでに○)

	回答数	割合(%)
自分の健康のこと	246	50.8
家族の健康のこと	210	43.4
自分や家族の生活のこと(親戚づきあい等)	74	15.3
学校や仕事のこと	74	15.3
子育てのこと	40	8.3
介護のこと	72	14.9
生きがいのこと	39	8.1
近所づきあいのこと	17	3.5
地域の治安や災害のこと	28	5.8
収入や家計のこと	121	25.0
自分の財産や契約の管理のこと	33	6.8
その他	18	3.7
特にない	55	11.4
無回答	5	1.0
回答者総数(%ベース)	484	100.0

○「自分の健康のこと」が 50.8%で最も高く、次いで「家族の健康のこと」が 43.4%、「収入や家計のこと」が 25.0%などとなっています。

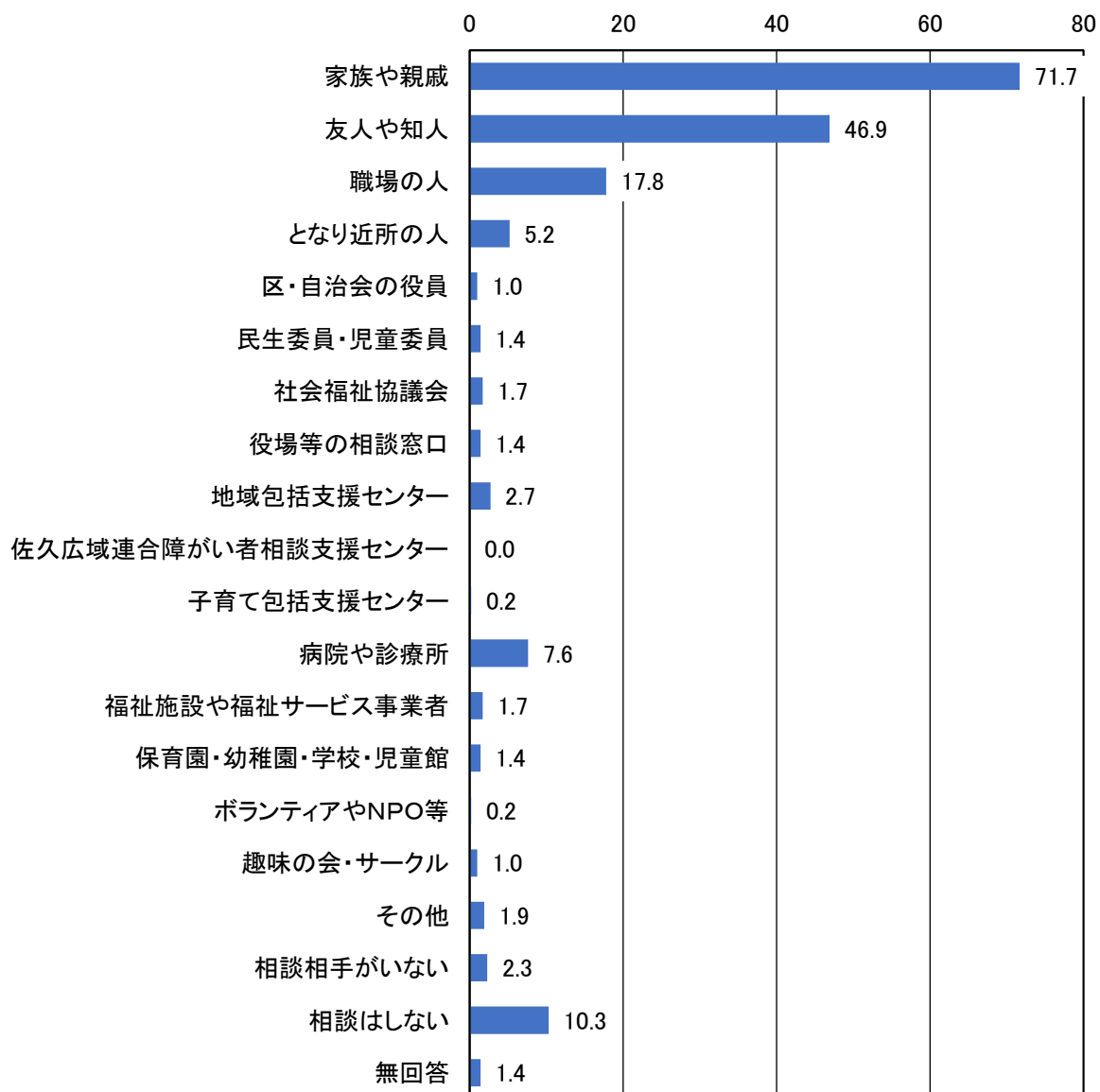
日々の生活の中での悩みや不安(総数484、3つまで複数回答、単位%)



問13 あなたは、生活上の悩みや不安を、主に誰(どこ)に相談していますか。(あてはまるもの全てに○)

	回答数	割合(%)
家族や親戚	347	71.7
友人や知人	227	46.9
職場の人	86	17.8
となり近所の人	25	5.2
区・自治会の役員	5	1.0
民生委員・児童委員	7	1.4
社会福祉協議会	8	1.7
役場等の相談窓口	7	1.4
地域包括支援センター	13	2.7
佐久広域連合障がい者相談支援センター	0	0.0
子育て包括支援センター	1	0.2
病院や診療所	37	7.6
福祉施設や福祉サービス事業者	8	1.7
保育園・幼稚園・学校・児童館	7	1.4
ボランティアやNPO等	1	0.2
趣味の会・サークル	5	1.0
その他	9	1.9
相談相手がない	11	2.3
相談はしない	50	10.3
無回答	7	1.4
回答者総数(%ベース)	484	100.0

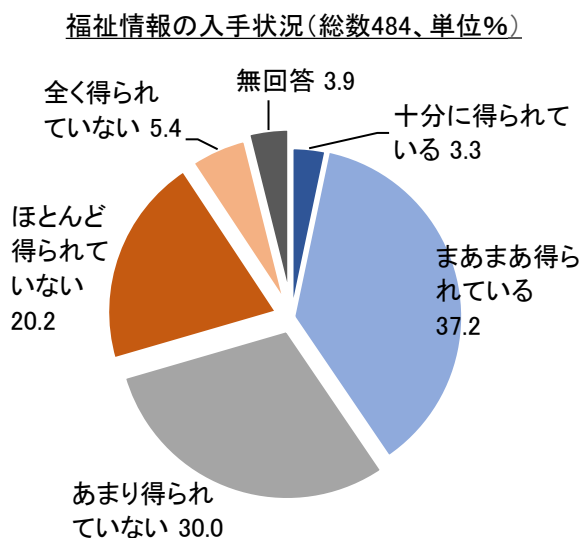
生活上の悩みや不安の相談先(総数484、複数回答、単位%)



○「家族や親戚」が 71.7%で突出して高く、次いで「友人や知人」が 46.9%、「職場の人」が 17.8%などとなっています。

問 14 あなたは、日々の生活に必要な福祉の情報が得られていますか。

	回答数	割合(%)
十分に得られている	16	3.3
まあまあ得られている	180	37.2
あまり得られていない	145	30.0
ほとんど得られていない	98	20.2
全く得られていない	26	5.4
無回答	19	3.9
回答者総数(%ベース)	484	100.0

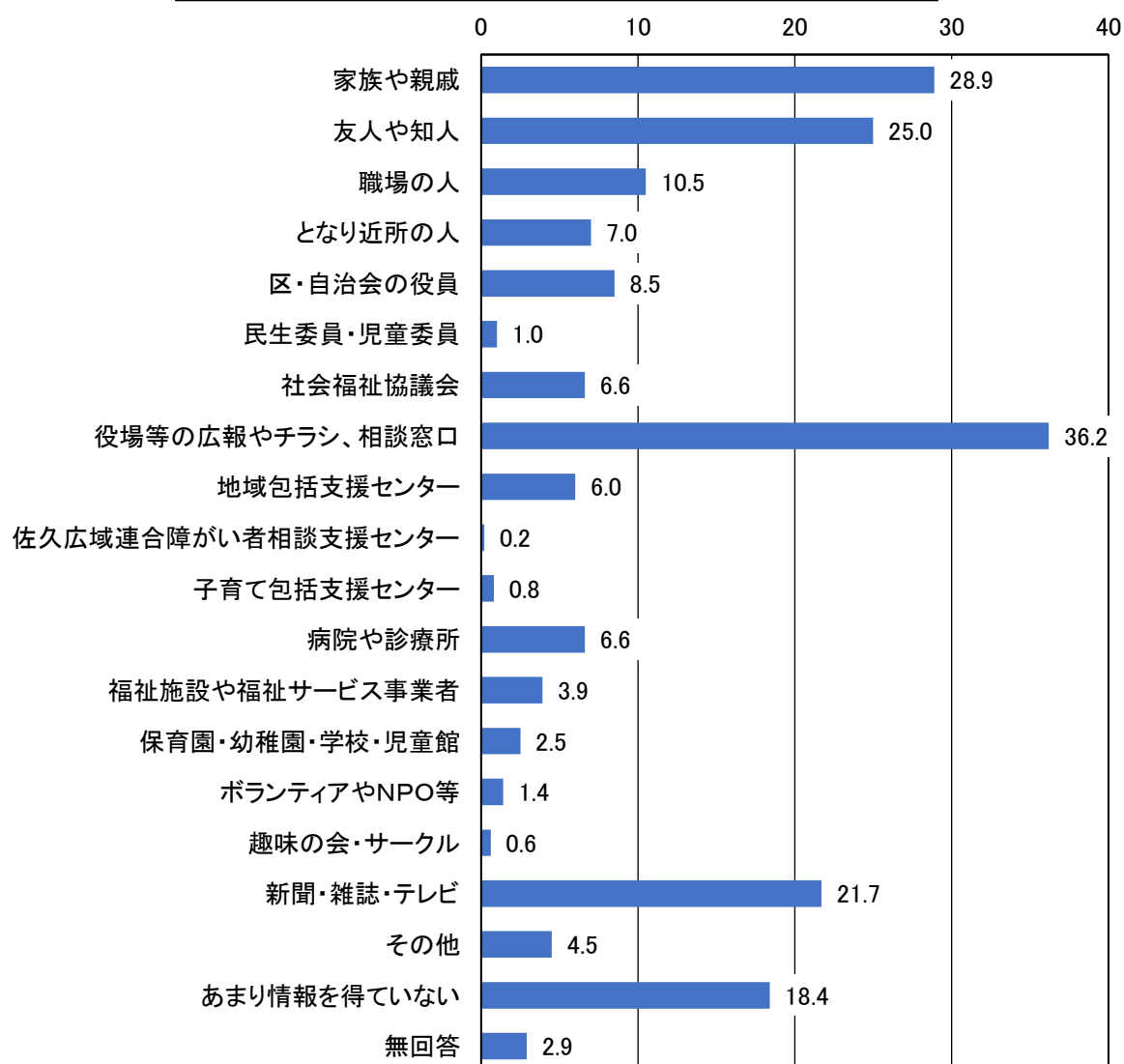


○「まあまあ得られている」が 37.2%で最も高く、次いで「あまり得られていない」が 30.0%、「ほとんど得られていない」が 20.2%などとなっています。「十分に得られている」と「まあまあ得られている」を合わせると 40.5%、これに対し「あまり得られていない」「ほとんど得られていない」「全く得られていない」を合わせると、55.6%が「得られていない」と回答しています。

問 15 あなたは、日々の生活に必要な福祉の情報を誰(どこ)から入手していますか。(あてはまるもの全てに○)

	回答数	割合(%)
家族や親戚	140	28.9
友人や知人	121	25.0
職場の人	51	10.5
となり近所の人	34	7.0
区・自治会の役員	41	8.5
民生委員・児童委員	5	1.0
社会福祉協議会	32	6.6
役場等の広報やチラシ、相談窓口	175	36.2
地域包括支援センター	29	6.0
佐久広域連合障がい者相談支援センター	1	0.2
子育て包括支援センター	4	0.8
病院や診療所	32	6.6
福祉施設や福祉サービス事業者	19	3.9
保育園・幼稚園・学校・児童館	12	2.5
ボランティアやNPO等	7	1.4
趣味の会・サークル	3	0.6
新聞・雑誌・テレビ	105	21.7
その他	22	4.5
あまり情報を得ていない	89	18.4
無回答	14	2.9
回答者総数(%ベース)	484	100.0

日々の生活に必要な福祉情報の入手先(総数484、複数回答、単位%)

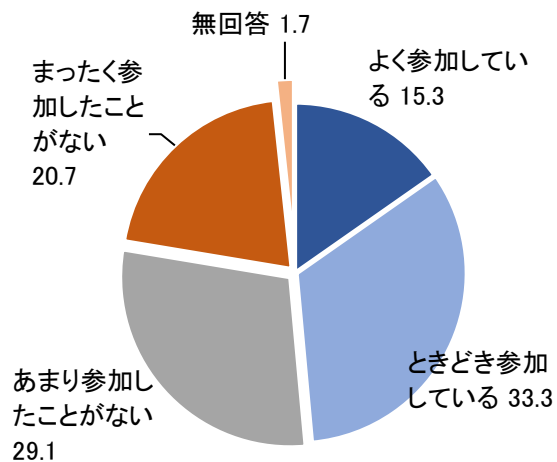


○「役場等の広報やチラシ、相談窓口」が 36.2%で最も高く、次いで「家族や親戚」が 28.9%、「友人や知人」が 25.0%、「新聞・雑誌・テレビ」が 21.7%などとなっています。

問 16 あなたは、区・自治会などのご近所の地域活動に参加していますか。

	回答数	割合(%)
よく参加している	74	15.3
ときどき参加している	161	33.3
あまり参加したことがない	141	29.1
まったく参加したことがない	100	20.7
無回答	8	1.7
回答者総数(%ベース)	484	100.0

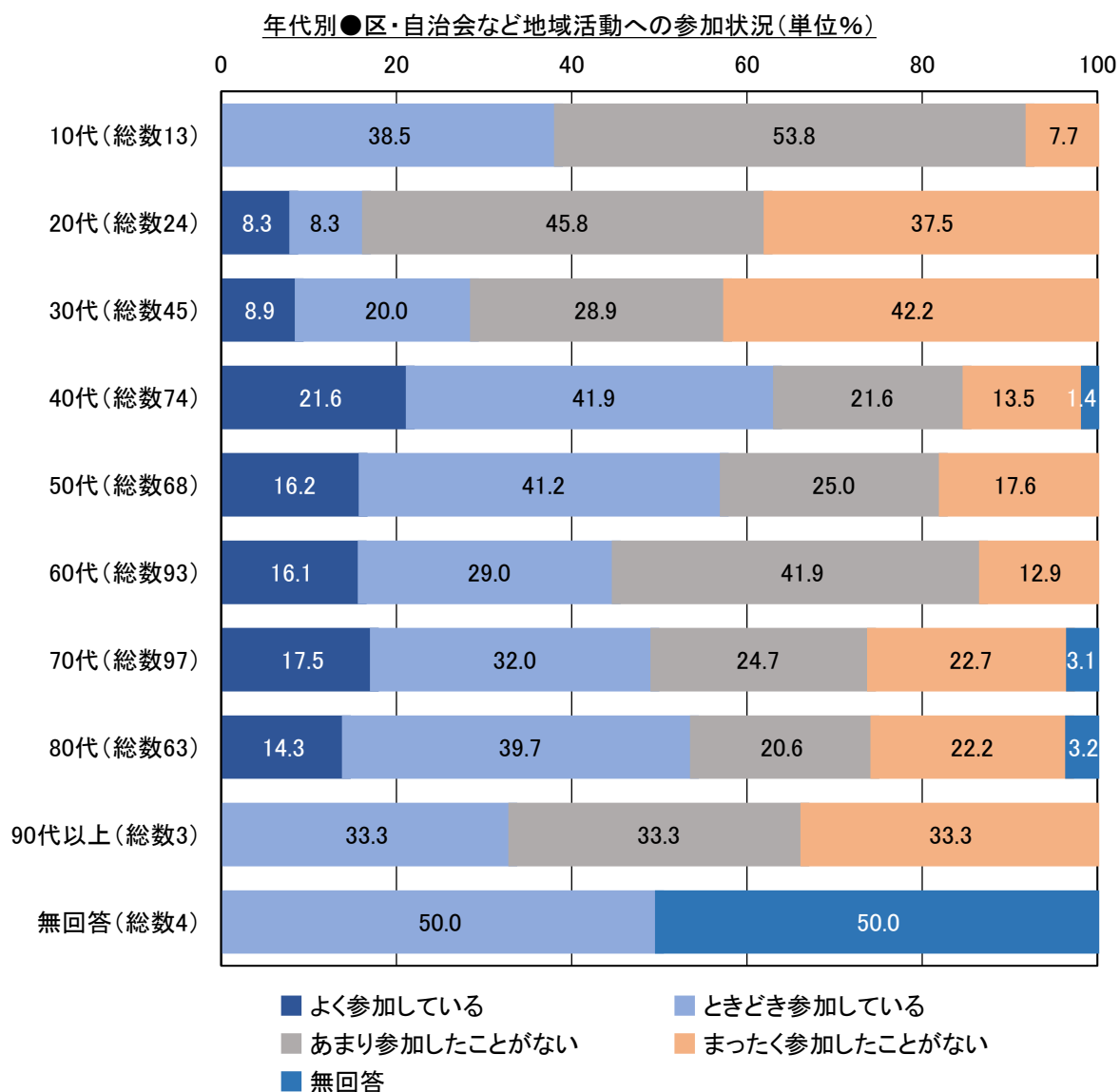
区・自治会など地域活動への参加状況
(総数484、単位%)



○「ときどき参加している」が 33.3%で最も高く、次いで「あまり参加したことがない」が 29.1%、「まったく参加したことがない」が 20.7%などとなっています。全体として、「よく参加している」「ときどき参加している」が合わせて 48.6%、「あまり参加したことがない」「まったく参加したことがない」が合わせて 49.8%と、ほぼ拮抗しています。

【年代別●、区・自治会など地域活動の参加状況】

上段:回答数 下段:割合(%)	合計	よく参加している	ときどき参加している	あまり参加したことがない	まったく参加したことがない	無回答
全体	484 100.0	74 15.3	161 33.3	141 29.1	100 20.7	8 1.7
10代	13 100.0	－ －	5 38.5	7 53.8	1 7.7	－ －
20代	24 100.0	2 8.3	2 8.3	11 45.8	9 37.5	－ －
30代	45 100.0	4 8.9	9 20.0	13 28.9	19 42.2	－ －
40代	74 100.0	16 21.6	31 41.9	16 21.6	10 13.5	1 1.4
50代	68 100.0	11 16.2	28 41.2	17 25.0	12 17.6	－ －
60代	93 100.0	15 16.1	27 29.0	39 41.9	12 12.9	－ －
70代	97 100.0	17 17.5	31 32.0	24 24.7	22 22.7	3 3.1
80代	63 100.0	9 14.3	25 39.7	13 20.6	14 22.2	2 3.2
90代以上	3 100.0	－ －	1 33.3	1 33.3	1 33.3	－ －
無回答	4 100.0	－ －	2 50.0	－ －	－ －	2 50.0

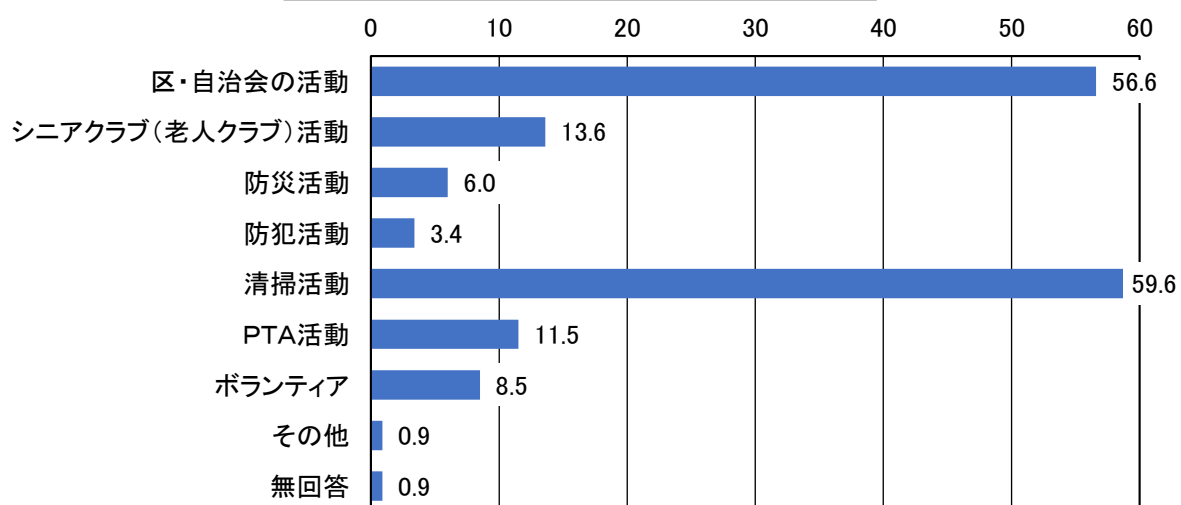


○「よく参加している」「ときどき参加している」を合わせると、年代により大きな差がみられます。とくに「20代」「30代」が低く、「40代」「50代」で高くなっています。

問 17 どんな地域活動をしていますか。(〇はいくつでも)

	回答数	割合(%)
区・自治会の活動	133	56.6
シニアクラブ(老人クラブ)活動	32	13.6
防災活動	14	6.0
防犯活動	8	3.4
清掃活動	140	59.6
PTA活動	27	11.5
ボランティア	20	8.5
その他	2	0.9
無回答	2	0.9
回答者総数(%ベース)	235	100.0

参加している地域活動(総数235、複数回答、単位%)



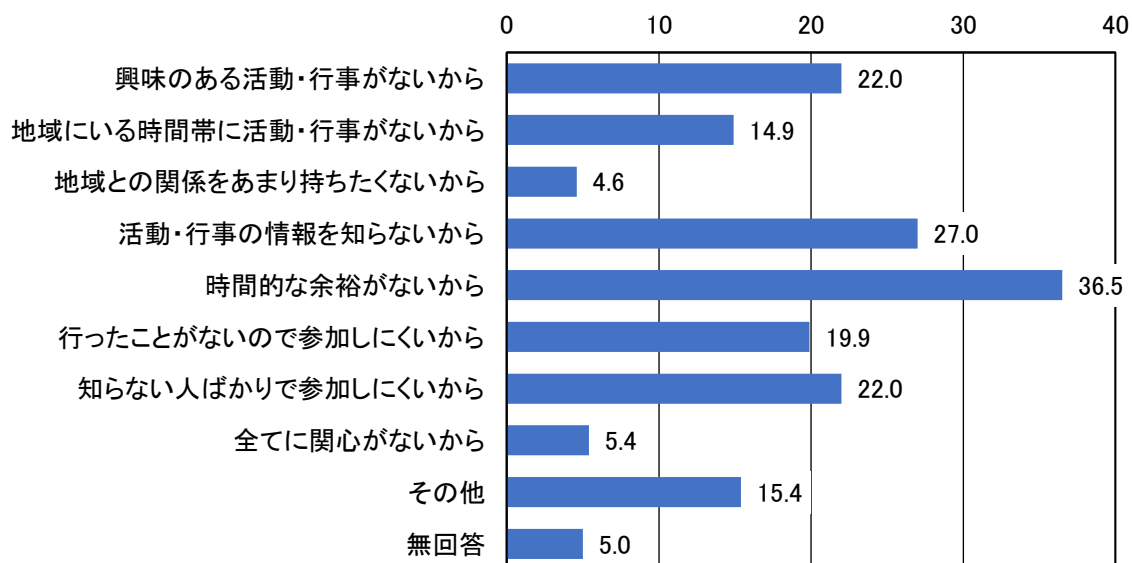
○「清掃活動」が 59.6%、「区・自治会の活動」が 56.6%で、突出して高くなっています。

問 17-1 参加しない理由は何ですか。(〇はいくつでも)

	回答数	割合(%)
興味のある活動・行事がないから	53	22.0
地域にいる時間帯に活動・行事がないから	36	14.9
地域との関係をあまり持ちたくないから	11	4.6
活動・行事の情報を知らないから	65	27.0
時間的な余裕がないから	88	36.5
行ったことがないので参加しにくいから	48	19.9
知らない人ばかりで参加しにくいから	53	22.0
全てに関心がないから	13	5.4
その他	37	15.4
無回答	12	5.0
回答者総数(%ベース)	241	100.0

○「時間的な余裕がないから」が 36.5%で最も高く、次いで「活動・行事の情報を知らないから」が 27.0%、「興味のある活動・行事がないから」と「知らない人ばかりで参加しにくいから」がともに 22.0%などとなっています。

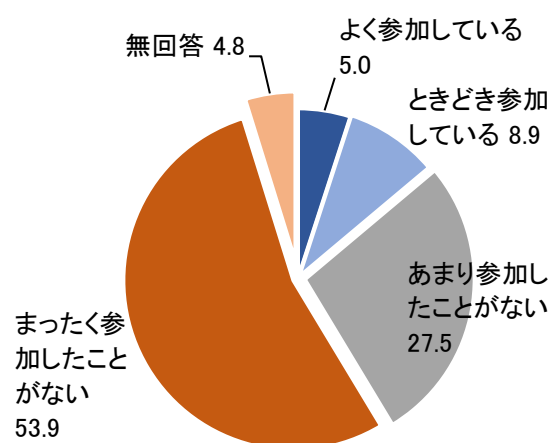
地域活動に参加しない理由(総数241、複数回答、単位%)



問 18 あなたは、ボランティアや NPO 活動等に参加していますか。

	回答数	割合(%)
よく参加している	24	5.0
ときどき参加している	43	8.9
あまり参加したことがない	133	27.5
まったく参加したことがない	261	53.9
無回答	23	4.8
回答者総数(%ベース)	484	100.0

ボランティアやNPO活動等への参加状況
(総数484、単位%)

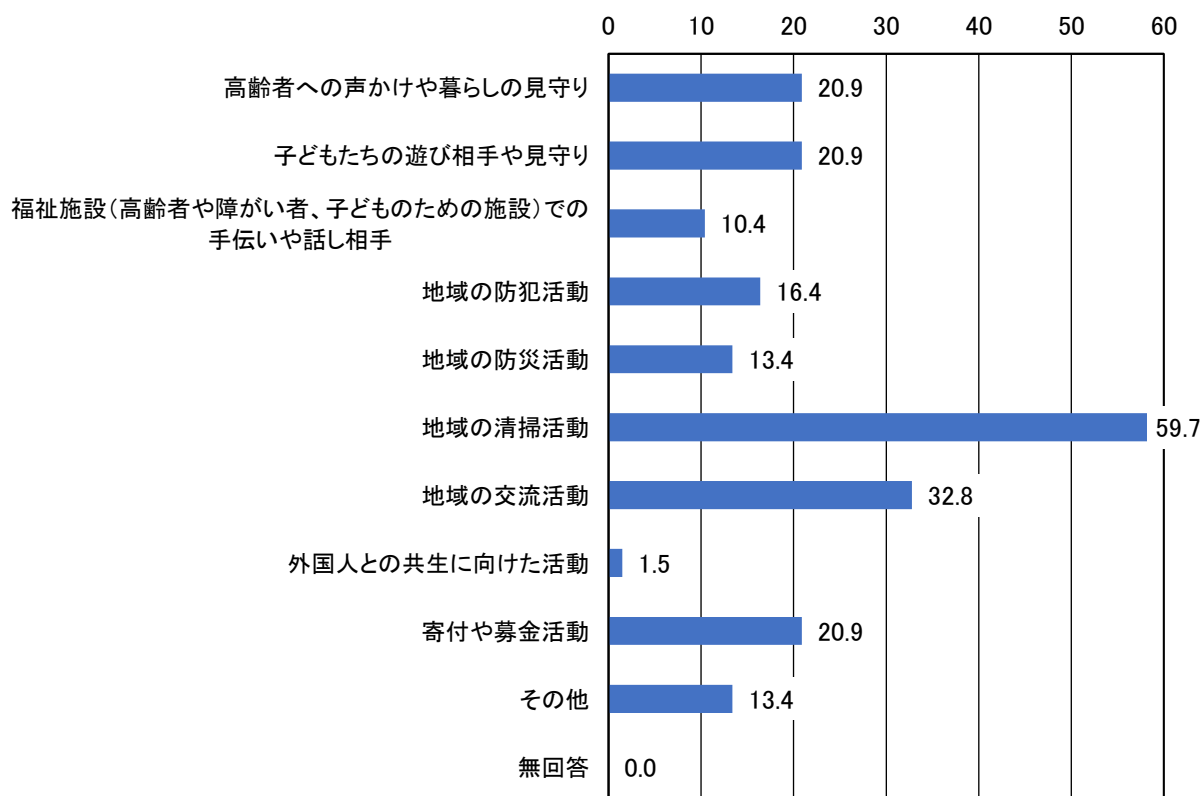


○「まったく参加したことがない」が 53.9%で最も高く、次いで「あまり参加したことがない」27.5%、「ときどき参加している」が 8.9%などとなっています。「よく参加している」「ときどき参加している」合わせて 13.9%、「あまり参加したことがない」「まったく参加したことがない」合わせて 81.4%で、両者に大きな開きがみられます。

問 18-1 どのようなボランティアや NPO 活動等に参加したことがありますか。(〇はいくつでも)

	回答数	割合(%)
高齢者への声かけや暮らしの見守り	14	20.9
子どもたちの遊び相手や見守り	14	20.9
福祉施設(高齢者や障がい者、子どものための施設)での手伝いや話し相手	7	10.4
地域の防犯活動	11	16.4
地域の防災活動	9	13.4
地域の清掃活動	40	59.7
地域の交流活動	22	32.8
外国人との共生に向けた活動	1	1.5
寄付や募金活動	14	20.9
その他	9	13.4
無回答	0	0.0
回答者総数(%ベース)	67	100.0

参加したことがあるボランティアやNPO活動等(総数67、複数回答、単位%)

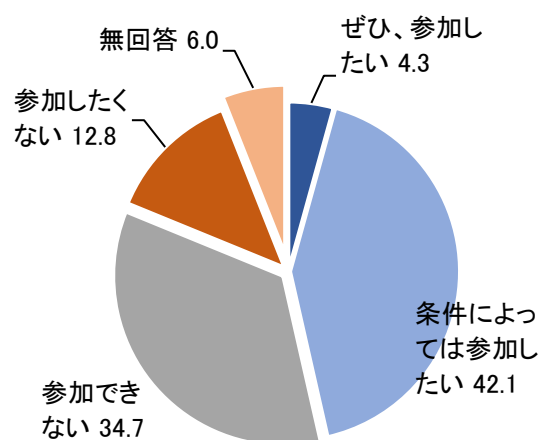


〇「地域の清掃活動」が 59.7%で突出して高く、次いで「地域の交流活動」が 32.8%、「高齢者への声かけや暮らしの見守り」と「子どもたちの遊び相手や見守り」と「寄付や募金活動」がそれぞれ 20.9%などとなっています。

問 19 あなたは今後、ボランティアや NPO 活動等に
参加してみたいと思いますか。

	回答数	割合(%)
ぜひ、参加したい	21	4.3
条件によっては参加したい	204	42.1
参加できない	168	34.7
参加したくない	62	12.8
無回答	29	6.0
回答者総数(%ベース)	484	100.0

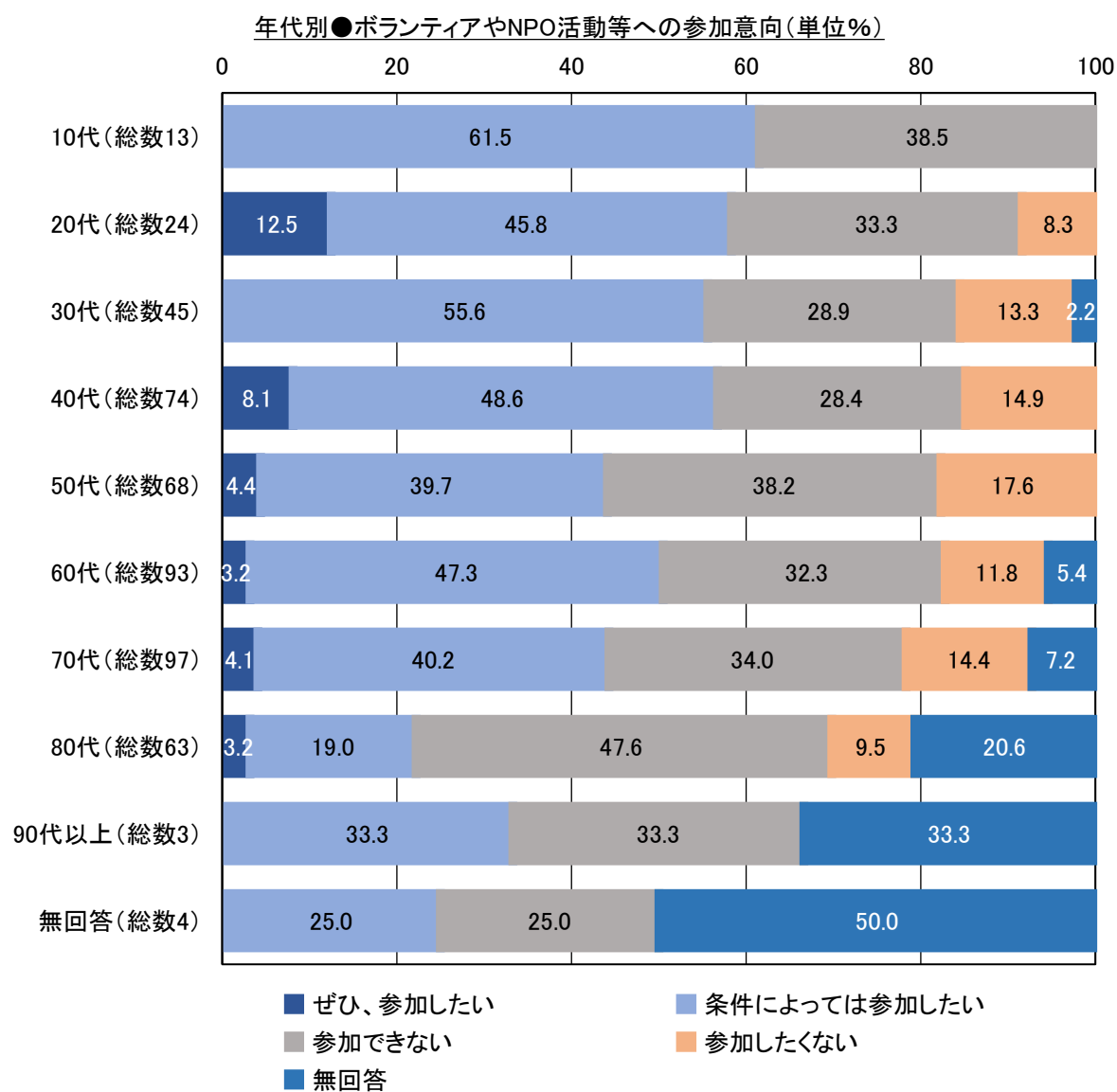
ボランティアやNPO活動等への参加意向
(総数484、単位%)



○「条件によっては参加したい」が 42.1%で最も高く、次いで「参加できない」が 34.7%、「参加したくない」が 12.8% などとなっています。「ぜひ、参加したい」「条件によっては参加したい」が合わせて 46.4%、「参加できない」「参加したくない」が合わせて 47.5%で、両者は拮抗しています。

【年代別●ボランティアやNPO活動等への参加意向】

上段:回答数 下段:割合(%)	合計	ぜひ したい 、 参加	条件によ って参加 したい	参加 できな い	参加 したく ない	無 回 答
全体	484 100.0	21 4.3	204 42.1	168 34.7	62 12.8	29 6.0
10代	13 100.0	－ －	8 61.5	5 38.5	－ －	－ －
20代	24 100.0	3 12.5	11 45.8	8 33.3	2 8.3	－ －
30代	45 100.0	－ －	25 55.6	13 28.9	6 13.3	1 2.2
40代	74 100.0	6 8.1	36 48.6	21 28.4	11 14.9	－ －
50代	68 100.0	3 4.4	27 39.7	26 38.2	12 17.6	－ －
60代	93 100.0	3 3.2	44 47.3	30 32.3	11 11.8	5 5.4
70代	97 100.0	4 4.1	39 40.2	33 34.0	14 14.4	7 7.2
80代	63 100.0	2 3.2	12 19.0	30 47.6	6 9.5	13 20.6
90代以上	3 100.0	－ －	1 33.3	1 33.3	－ －	1 33.3
無回答	4 100.0	－ －	1 25.0	1 25.0	－ －	2 50.0

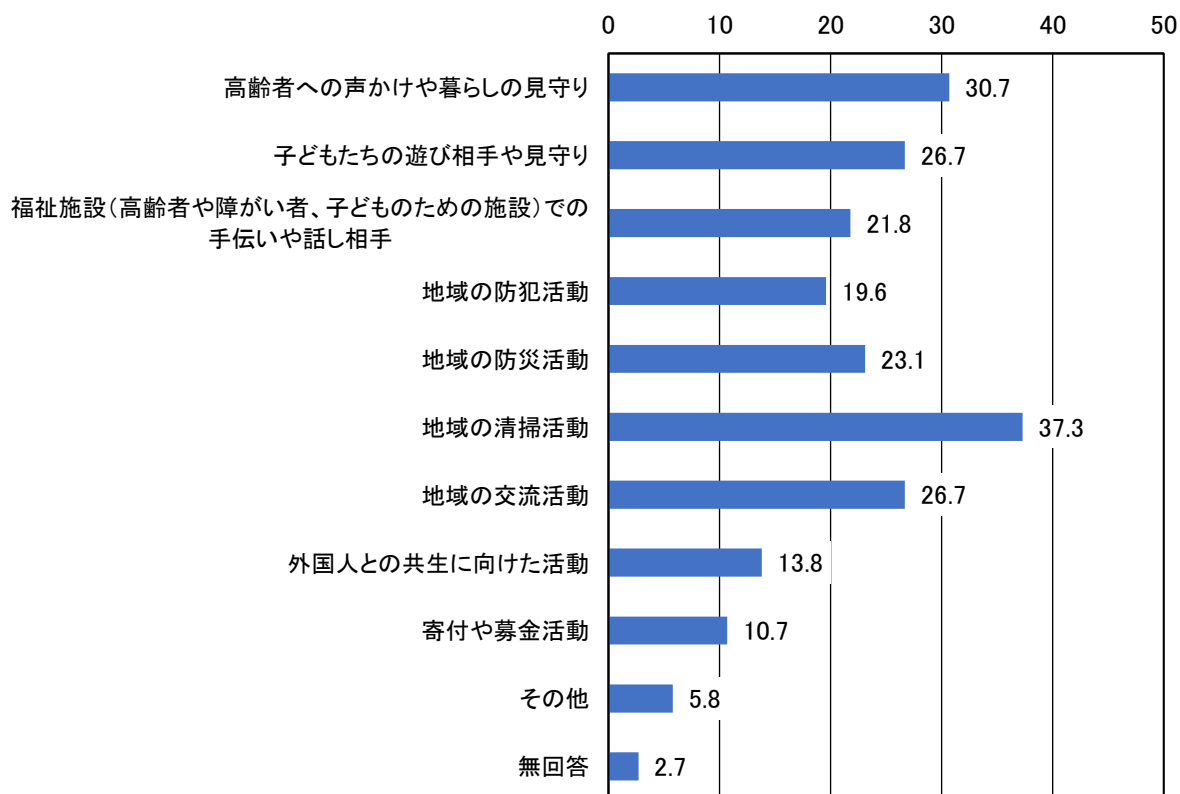


○「ぜひ、参加したい」「条件によっては参加したい」を合わせると、「10代」の61.5%が最も高く、ほぼ年代が上がるにつれて減少し、「80代」では22.2%となっています。

問 19-1 あなたが参加してみたいボランティアや NPO 活動等は次のうちどれですか。(現在参加しているものを含む。)(○はいくつでも)

	回答数	割合(%)
高齢者への声かけや暮らしの見守り	69	30.7
子どもたちの遊び相手や見守り	60	26.7
福祉施設(高齢者や障がい者、子どものための施設)での手伝いや話し相手	49	21.8
地域の防犯活動	44	19.6
地域の防災活動	52	23.1
地域の清掃活動	84	37.3
地域の交流活動	60	26.7
外国人との共生に向けた活動	31	13.8
寄付や募金活動	24	10.7
その他	13	5.8
無回答	6	2.7
回答者総数(%ベース)	225	100.0

参加してみたいボランティアやNPO活動等(総数225、複数回答、単位%)

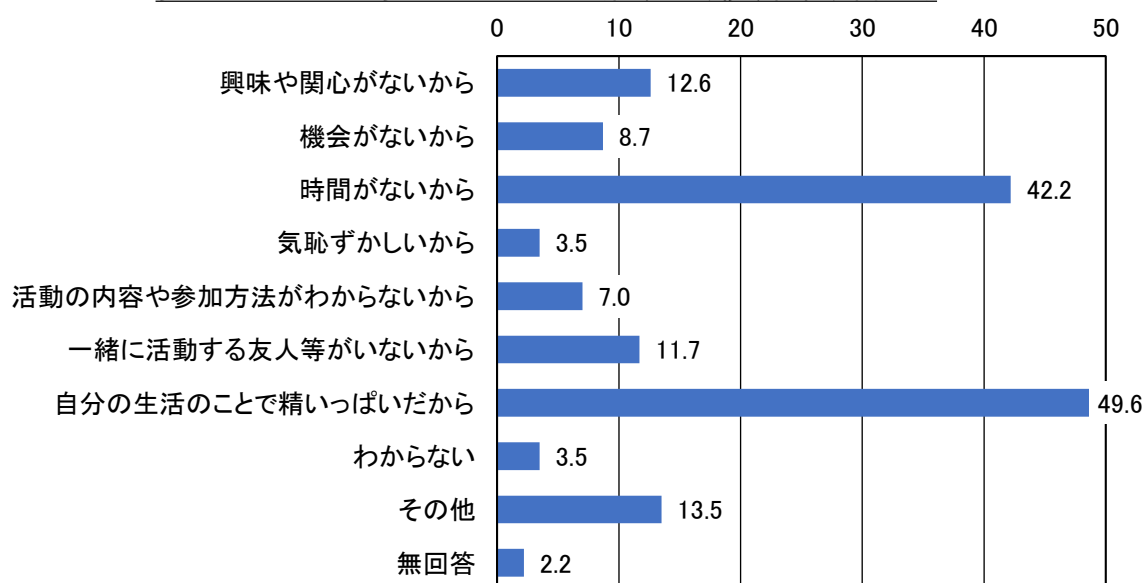


○「地域の清掃活動」が 37.3%で最も高く、次いで「高齢者への声かけや暮らしの見守り」が 30.7%、「子どもたちの遊び相手や見守り」と「地域の交流活動」がともに 26.7%などとなっています。

問 19-2 参加できないまたは参加したくない理由は何ですか。(〇は
いくつでも)

	回答数	割合(%)
興味や関心がないから	29	12.6
機会がないから	20	8.7
時間がないから	97	42.2
気恥ずかしいから	8	3.5
活動の内容や参加方法がわからないから	16	7.0
一緒に活動する友人等がないから	27	11.7
自分の生活のことで精いっぱいだから	114	49.6
わからない	8	3.5
その他	31	13.5
無回答	5	2.2
回答者総数(%ベース)	230	100.0

参加できないまたは参加したくない理由(総数230、複数回答、単位%)

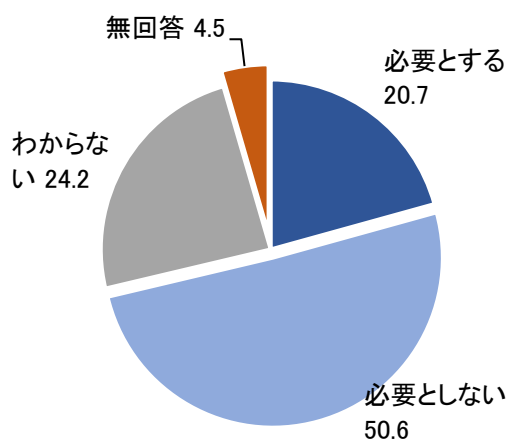


〇「自分の生活のことで精いっぱいだから」が 49.6%、「時間がないから」が 42.2%で、これらが突出して高くなっています。

問 20 あなたは、地震などの災害発生時に、避難場所までの移動や情報入手等について、誰かの助けを必要としますか。

	回答数	割合(%)
必要とする	100	20.7
必要としない	245	50.6
わからない	117	24.2
無回答	22	4.5
回答者総数(%ベース)	484	100.0

災害発生時に、避難場所までの移動や情報入手等について、介助の必要の有無
(総数484、単位%)

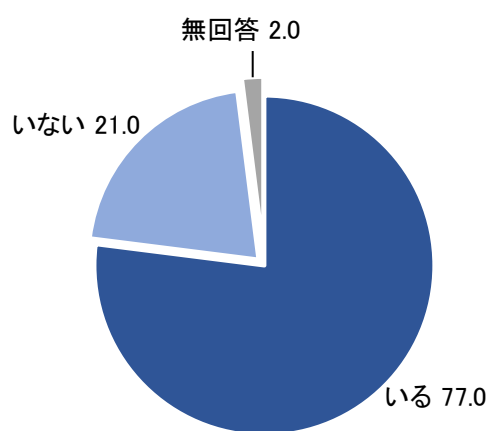


○「必要としない」が 50.6%、「必要とする」が 20.7%、「わからない」が 24.2%となっています。

問 20-1 あなたは、災害発生時に助けてもらえる人がいますか。(○は1つだけ。「1 いる」人は誰が助けてくれるかを記入してください。)

	回答数	割合(%)
いる	77	77.0
いない	21	21.0
無回答	2	2.0
回答者総数(%ベース)	100	100.0

災害発生時に助けてもらえる人の有無
(総数100、単位%)



※「助けてくれる人の関係性」:

記入あり 64 人、未記入 13 人

→ ほぼ全てが家族、となり近所の人、知人、子どもと記述。

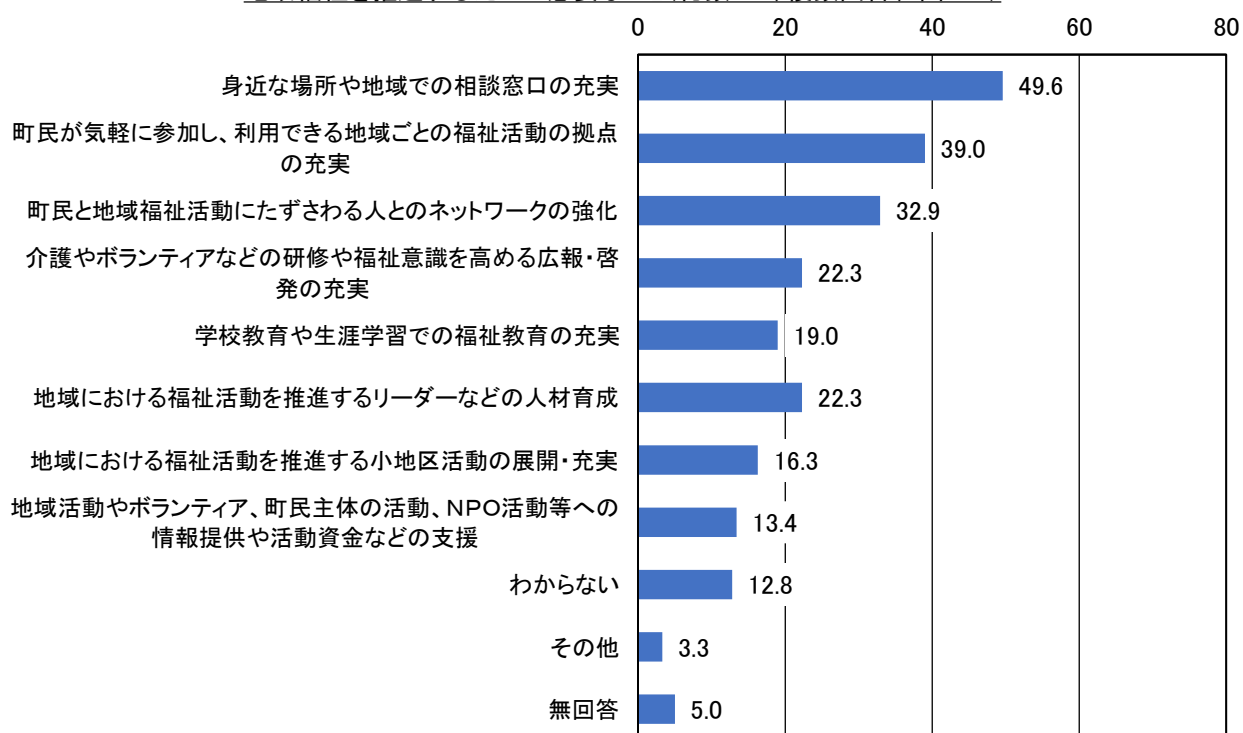
○「いる」が 77.0%、「いない」が 21.0%となっています。

《地域福祉全般について》

問 21 地域福祉を推進するために、何が必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

	回答数	割合(%)
身近な場所や地域での相談窓口の充実	240	49.6
町民が気軽に参加し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点の充実	189	39.0
町民と地域福祉活動にたずさわる人とのネットワークの強化	159	32.9
介護やボランティアなどの研修や福祉意識を高める広報・啓発の充実	108	22.3
学校教育や生涯学習での福祉教育の充実	92	19.0
地域における福祉活動を推進するリーダーなどの人材育成	108	22.3
地域における福祉活動を推進する小地区活動の展開・充実	79	16.3
地域活動やボランティア、町民主体の活動、NPO活動等への情報提供や活動資金などの支援	65	13.4
わからない	62	12.8
その他	16	3.3
無回答	24	5.0
回答者総数(%ベース)	484	100.0

地域福祉を推進するために必要なこと(総数484、複数回答、単位%)



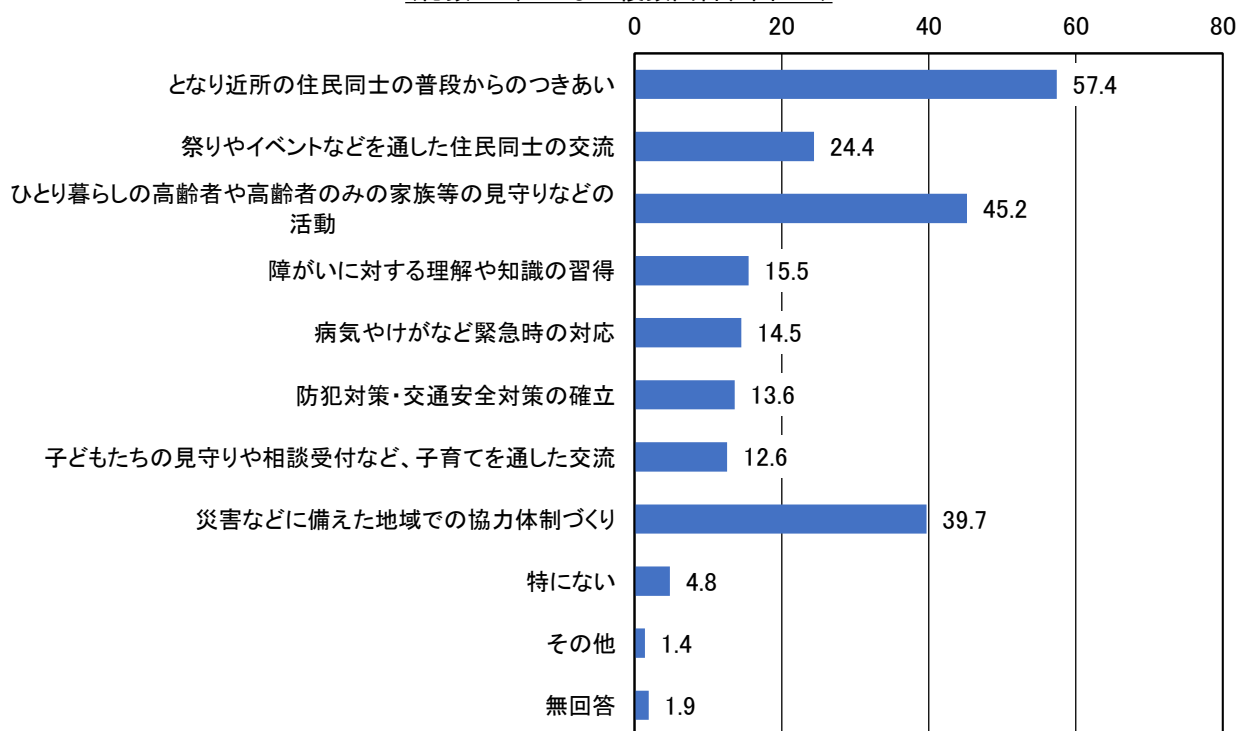
○「身近な場所や地域での相談窓口の充実」が49.6%で最も高く、次いで「町民が気軽に参加し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点の充実」が39.0%、「町民と地域福祉活動にたずさわる人とのネットワークの強化」が32.9%などとなっています。

問 22 地域に住む人同士が、生活上の問題を共有し、解決に向けて考え、行動できるような「支え合う地域づくり」のために、地域としてどのようなことに取り組む必要があると思いますか。(あてはまるもの3つまでに○)

	回答数	割合(%)
となり近所の住民同士の普段からのつきあい	278	57.4
祭りやイベントなどを通した住民同士の交流	118	24.4
ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの家族等の見守りなどの活動	219	45.2
障がいに対する理解や知識の習得	75	15.5
病気やけがなど緊急時の対応	70	14.5
防犯対策・交通安全対策の確立	66	13.6
子どもたちの見守りや相談受付など、子育てを通した交流	61	12.6
災害などに備えた地域での協力体制づくり	192	39.7
特にない	23	4.8
その他	7	1.4
無回答	9	1.9
回答者総数(%ベース)	484	100.0

「支え合う地域づくり」のために、地域として取り組む必要があること

(総数484、3つまで複数回答、単位%)



○「となり近所の住民同士の普段からのつきあい」が 57.4%で最も高く、次いで「ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの家族等の見守りなどの活動」が 45.2%、「災害などに備えた地域での協力体制づくり」が 39.7%などとなっています。

御代田町地域福祉計画策定委員名簿

(敬称略)

	所 属	所属 役職名	氏名	役職	備考
1	御代田町障がい福祉計画策定委員会	会長	中山 温夫	委員長	御代田町議会総務福祉文教 常任委員会 委員長
2	御代田町介護保険事業計画等策定懇話会	副会長	金川 優子		長野県社会福祉士会代表
3	御代田町こども・子育て会議	会長	黒岩 旭		御代田町議会町民建設経済 常任委員会 委員長
4	御代田町教育委員	代表	山口 智之		教育機関
5	御代田町区長会	会長	加藤 千尋		自治組織
6	御代田町シニアクラブ連合会	会長	徳吉 正博	副委員長	町民団体
7	御代田町民生児童委員協議会	会長	柳沢 充夫		民生児童委員協議会
8	御代田町保健補導員会	会長	尾台 明美		町民団体
9	御代田町身体障害者福祉協会	会長	岩崎 博		福祉関係団体
10	御代田町ボランティア地域活動連絡協議会	会長	上原 京子		福祉関係団体
11	御代田町社会福祉協議会	会長	中山 悟		福祉関係団体
12	佐久大学信州短期大学部 福祉学科介護福祉専攻教授		関口 昌利		学識経験者
13	前長野県地域福祉計画策定委員		古畑 洋子		学識経験者

御代田町地域福祉計画

発行年月日 令和6（2024）年3月

編集・発行 御代田町保健福祉課福祉係

電 話 0267（32）6522

FAX 0267（31）2511

〒389-0292 御代田町大字馬瀬口1794番地6